# 中国

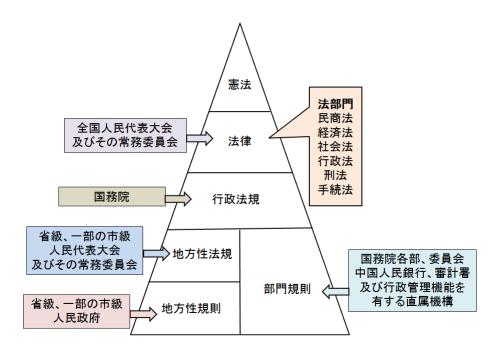
作成: 西村あさひ法律事務所中国業務室1

編集:中島あずさ弁護士 プロフィール

# 1. イントロダクション

1.1 中国の法制度の概要を教えてください。中国の法制度は、コモンロー、大陸法又はその他 の法体系のいずれに基づきますか。

中国の法体系は、大陸法に基づいており、憲法を頂点とする中国的特色のある社会主義法体系を形成している<sup>2</sup>。



また、行政機関の職責、行為及び授権等について規制する規範性文書が多数存在する。

<sup>1</sup> 中国業務室担当者:

中国法弁護士/張翠萍(外国法パートナー)、盧月婷、周飛、時蕭楠、郭望、呉剣雄 弁護士/中島あずさ、六川美里、早川一平 パラリーガル/原絢子、朴京紅、万佳

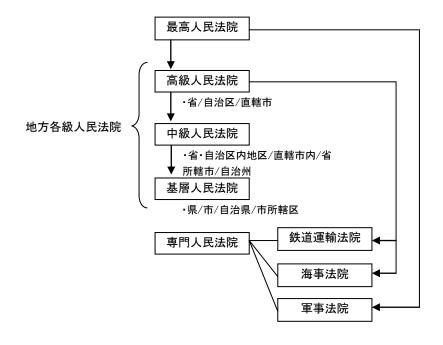
<sup>2 「</sup>立法法」86 条参照

# 1.2 中国では、裁判所はどのように構成されていますか。

裁判権は、地方各級人民法院、専門人民法院及び最高人民法院が行使する。このうち、地方各級人民法院は、基層人民法院、中級人民法院及び高級人民法院に分かれている。人民法院の組織は、概ね下図のとおりである。

中国の裁判は、日本の三審制と異なり、二審制を採用しているため、例えば中級人民法院が第一審である場合には、当該中級人民法院に対して監督権を有する高級人民法院が最終審となる。

#### 【人民法院の組織】



各人民法院毎の審級管轄は、下表のとおりである4。

人民法院	審級管轄		
最高人民法院	① 全国的に重大な影響を及ぼす事件及び自ら審理すべきと認める第一審事件		
	② 高級人民法院、専門人民法院の判決及び裁定に対する上訴事件及び控訴事件		
	③ 最高人民検察院が裁判監督手続に従い提起した控訴事件		
高級人民法院	① 所管地域(省レベルの行政区)における重大かつ複雑な第一審事件		
	② 下級人民法院から移送された第一審事件		
	③ 中級人民法院、専門人民法院の判決及び裁定に対する上訴事件及び控訴事件		
	④ 人民検察院が裁判監督手続に従い提起した控訴事件		

\_

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 「人民法院組織法」31 条 2 号、「関於在沿海港口城市設立海事法院的決定」3 条、「最高人民法院、最高人民検察院関於撤消鉄路運輸高級法院和全国鉄路運輸検察院有関問題的通知」2 条

⁴ 「人民法院組織法」第2章

中級人民法院	① 所管地域(市レベルの行政区)における第一審事件
	I 民事訴訟について⁵
	i 重大な渉外事件
	ii 所管地域において重大な影響を及ぼす事件
	iii 最高人民法院に指定されて管轄する事件
	Ⅱ 刑事訴訟について の
	i 国の安全に危害をもたらす事件及びテロリスト事件
	ii 無期懲役又は死刑に処する可能性がある事件
	Ⅲ 行政訴訟について7
	i 発明特許権の確認に係わる事件
	ii 税関の処理に係わる事件
	iii 国務院の各部門又は省、自治区、直轄市の政府の行った具体的な行政行為に
	対して訴訟を提起した事件
	iv 所管地域における重大で複雑の事件
	② 基層人民法院から移送された第一審事件
	③ 基層人民法院の判決又は裁定に対する上訴事件及び控訴事件
	④ 人民検察院が裁判監督手続に従い提起した控訴事件
基層人民法院	法律、法令に別途規定がある場合を除き、第一審裁判を行う。
専門人民法院	専門により特定の事件を管轄する。

# 1.3 中国では弁護士<sup>8</sup>はどのように組織されていますか。

#### 1.3.1 弁護士になるには

- (1) 国家司法試験に合格すること<sup>9</sup>
  - ① 国家司法試験を受験するための要件10
    - i 中国の国籍を有すること(香港、マカオの永久性住民の中の中国公民、及び台湾地区住民の身分を有する者も可)<sup>11</sup>
    - ii 四年制大学の法律系学部を卒業すること、又は四年制大学の非法律系学部を卒業し、かつ、法律の専門知識を備えていること等
  - ② 次の者は、国家司法試験の受験申込をしてはならない。
    - i 故意の犯罪により刑事罰を受けた者
    - ii 国家機関の公職を罷免された者
    - iii 2年以内に受験申込不可と処され、期限未満の者、又は終身に受験申込不可と処された者
- (2) 法律事務所において1年間実習すること

6 「刑事訴訟法」20条

\* 中国語で「律師」という。

<sup>5 「</sup>民事訴訟法」18条

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 「行政訴訟法」14 条

<sup>9</sup> 中国の司法試験は、国家及び一部の地方において定められた合格点数と出身大学の本科又は専科の別により、合格後の司法職業資格が A 類から C 類に区分される。A 類に合格すれば全国で法律業務に従事することができるが、B 類及び C 類は当該地方でしか法律業務を従事できないという違いがあるが、もっとも、実際は A 類の合格者が大半を占めている。

<sup>10 「</sup>国家司法考試実施弁法」15条

<sup>「</sup>香港特別行政区和澳門特別行政区居民参加国家司法考試若干規定」2 条及び「台湾居民参加国家司法考試若干規 定」2 条

#### 1.3.2 弁護士会

弁護士会は、弁護士が自律的に組織する社会団体法人であり、弁護士及び法律事務所はこれに加入しなければその業務をなし得ない強制加入団体である。中央には「中華全国律師協会」(全国弁護士会)、省・自治区・直轄市及び区を置く市には(必要に応じて)地方弁護士会が設立され、所在地の地方弁護士会に加入すれば同時に全国弁護士会の会員となる。司法行政部門は、弁護士、法律事務所及び弁護士会に対し監督及び指導を行う<sup>12</sup>。

# 1.4 中国では、弁護士費用の決め方としてどのような方法が一般的ですか。

政府指導価格の対象となる訴訟業務に関しては、当該指導価格が定める基準を超過すると行政処罰を科される可能性があることから<sup>13</sup>、法律事務所所在の省レベルの政府による指導価格に関する規定に従って、事件数、訴訟物の価額、訴訟の難易度等によって決定することが一般的である。

報酬の決め方としては、特に民事訴訟業務に関しては、着手金と成功報酬の 2 段階の支払方法を選ぶ場合が多数 存在する。上記以外の各種助言業務に関しては、依頼者との協議の上で決定し、タイムチャージ(時間給)方式を採用 する場合が多く見受けられる。

# 2. 事業を行うための組織

2.1 外国企業が中国国内でサービスの提供又は物品の販売を行うためには、中国国内に事業組織を設立する必要がありますか。

中国においてサービスの提供又は物品の販売等の経営活動に従事する場合、原則として中国国内に現地法人等を設立する必要がある。

# 2.2 中国ではどのような形態の事業組織を設立することができますか。

中国には主に有限責任会社、株式会社、組合企業、及び個人独資企業という事業組織があり、前二者が法人企業、後二者が非法人企業に属する。そのうち、外国投資家には、有限責任会社(中外合弁企業、中外合作企業及び外資企業を含む(以下「外商投資企業」という。)。)、株式会社(外商投資株式会社)及び組合企業(外商投資組合企業)

<sup>12 「</sup>律師法」4条、第5章

<sup>13 「</sup>律師服務収費管理弁法」26条2項

の設立が認められている。日本と異なり、中国では株式会社よりも有限責任会社の形態が利用されることが最も多い。

# 2.3 中国では、事業組織が行うことのできる事業活動に制約はありますか。

一般的に、企業の行い得る業務は、登記した経営範囲内の業務に限られる。加えて、経営範囲の中に法により審査 認可を取得する必要のあるプロジェクトが含まれる場合には、別途関連部門の認可を取得して初めて当該業務を行う ことができる。なお、外商投資企業等の外国投資家が含まれる事業組織については、「外商投資産業指導目録」や個 別の業法等により、従事可能な事業活動に制限がある場合がある(外国投資家による中国国内への投資については 5(外商投資)を参照)。

# 3. 会社

# 3.1 中国には、どのような種類の会社が存在しますか。

中国の会社は、出資者の性質の別、業種の別、責任形態の別などにより様々な分類が可能であるが、「公司法」上の分類としては、有限責任会社と株式会社がある。

#### (1) 有限責任会社

出資者(50 名以下)が、その出資額を限度として会社に対し責任を負い、会社はその全資産をもって会社債務について責任を負う形態の会社をいう。

#### (2) 株式会社

一定以上の人数(例えば発起人は最低 2 名)により組成され、会社の全資本が均等の株式に分割され、株主はその保有する株式を限度として会社に対し責任を負い、会社はその全資産をもって会社債務について 責任を負う形態の会社をいう。

# 3.2 中国における会社の設立手続はどうなっていますか。

#### (1) 会社の設立手続(「公司法」による場合)

法人格ある会社を設立する場合、「会社登記管理条例」の規定に従い、設立登記等の手続を行う必要がある。すなわち、①会社登記機関(工商行政管理機関)に会社名称予備認可を申請し、②認可を受けた社名をもって定款等の会社の設立に必要な書類を準備し、③会社登記機関に会社設立を申請し、④会社登記機関

が「企業法人営業許可証」を発行した(営業許可証の発行日が会社の成立日となる。)後に、印鑑を作成し、銀行口座を開設し、納税登記を申請する<sup>14</sup>。

#### (2) 外国投資家による会社設立の特則

外国投資家による会社設立については、「公司法」が適用される他、外商投資に関する法律に別段の定めが有る場合はその規定にも従わなければならない(詳細は 5(外商投資)を参照)。

# 3.3 少数株主が自己の利益を保護する手段について教えてください。

## (1) 「公司法」上の少数株主の権利

#### ① 株式会社

- 単独又は合計で10%以上の株式を保有する株主:臨時株主総会の招集請求権<sup>15</sup>
- ・ 単独又は合計で 10%以上の株式を連続 90 日以上保有する株主:董事会<sup>16</sup>及び監事会<sup>17</sup>が招集・ 主宰の義務を怠った場合の株主総会の招集権及び主宰権<sup>18</sup>
- 単独又は合計で3%以上の株式を保有する株主:株主総会への臨時提案権<sup>19</sup>
- ・ 単独又は合計で1%以上の株式を連続180日以上保有する株主:株主代表訴訟の提起権<sup>20</sup>
- 議決権の10%以上を保有する株主:董事会臨時会議開催の提案権<sup>21</sup>、人民法院への会社解散請求権<sup>22</sup>

#### ② 有限責任会社

- 全ての出資者(特段の条件なし):株主代表訴訟の提起権<sup>23</sup>
- ・ 議決権の 10%以上を保有する株主:臨時株主会招集の提案権<sup>24</sup>、人民法院への会社解散請求権

# (2) 外商投資企業の場合の留意点

中外合弁企業及び中外合作企業においては、定款の修正、会社の中途終了、解散、登録資本金の増減、 合併、分割等の重要事項の決議には、董事会<sup>26</sup>に出席した董事の全員一致の決議が必要となる。したがっ て、マイナー出資の出資者も、董事会に董事を派遣する限り、これらの重要事項について会社の重要事項の

<sup>14 「</sup>公司登記管理条例」第4章

<sup>15 「</sup>公司法」101 条 3 号

<sup>16</sup> 日本の株式会社の取締役会に相当する会社の業務執行機関である。

<sup>17</sup> 日本の株式会社の監査役会に相当する会社の監査·監督機関である。

<sup>18 「</sup>公司法」102 条 2 項

<sup>19 「</sup>公司法」103 条 2 項

<sup>20 「</sup>公司法」152 条

<sup>21 「</sup>公司法」111 条 2 項

<sup>22 「</sup>公司法」183条

<sup>23 「</sup>公司法」152 条

<sup>24 「</sup>公司法」40 条 2 項

<sup>25 「</sup>公司法」183 条

<sup>26</sup> 中外合弁企業、中外合作企業における最高意思決定機関

決定には拒否権を有することとなる。

# 3.4 中国にはコーポレート・ガバナンスに関する規律は存在しますか。

非上場会社(有限責任会社及び非上場の株式会社)は、「公司法」の関連規定に従いコーポレート・ガバナンス体制 を構築しなければならない。

上場会社は、「公司法」の要求を満たすほか、さらに「上場会社統治準則」、「上場会社に独立董事制度を設けることに関する指導意見」等の関連法令の規定に従い、コーポレート・ガバナンス体制を構築しなければならない。

なお、財政部、証監会等の 5 つの部門が共同で「企業内部統治基本規範」を制定しており、本規範は、上場会社に適用されるとともに、非上場の中規模企業・大規模企業への適用が奨められている<sup>27</sup>。

# 3.5 外資系中国企業が中国市場から資本調達·資金借入れを行う上で、規制は存在しますか。

#### (1) 企業間貸付の禁止

中国においては、金融機関ではない企業が貸付行為を行うことが禁じられている。そのため、中国において 企業間での融資を有効に行おうとする場合には、商業銀行を介した委託貸付という方法が採用される。委託 貸付は、一般的には、資金提供をする側の企業(委託者)が商業銀行(受託者)に貸付相当額の資金を預け入 れたうえで貸付を委託し、商業銀行(受託者)は委託者が確定した相手方、用途、金額、期間及び利率等に 従って委託者に代わって貸付金の貸出、回収についての協力を行う(商業銀行は手数料を取得するのみで 貸付のリスクを引き受けない)という方法で行われる。

## (2) 中国国内借入について中国国外の担保提供者がいる場合

中国国内における銀行からの借入れに際して中国国外から提供を受けており、かつその担保が履行された場合には、その履行額(求償額)は外債登記が必要となり、かつ投注差の管理を受ける<sup>28</sup>。

## (3) 用途の制限

中国における融資については、中国国内からの借入れを中国国内における再投資に使用してはならない、 先物等の投機活動に使用してはならない等の原則的な用途の制限が法令上設けられている<sup>29</sup>。 なお、外資系中国企業が中国国外から資金調達を行う際の規制については、後記 8.5 を参照されたい。

\_

<sup>『</sup>ブロングリングでは、アンス 「財政部、証監会、審計署、銀監会、保監会関於印発《企業内部控制基本規範》的通知」の冒頭部分

<sup>28 「</sup>国家外匯管理局関於完善外債管理有関問題的通知」4条2項

<sup>29 「</sup>貸款通則」19、20条

# 3.6 中国企業は外国人を取締役(董事)に選任することができますか。

中国「公司法」は、董事就任の積極的資格条件として国籍を要求していない。したがって、中国企業の董事に外国人を選任することは、可能である。

# 3.7 利益分配に関する規律は存在しますか。

「公司法」の関連規定が定める会社の当年度の税引後利益の配当に関する法定の順序は、以下のとおりである。

#### (1) 前年度の欠損の補填

会社の法定準備金をもって前年度の欠損を補填することができない場合、まず当年利益をもって補填する。

#### (2) 法定積立金の積立

税引後利益の 10%を会社の法定積立金として積み立てなければならない。なお、会社の法定積立金の累計額が会社の登録資本の 50%以上である場合は、それ以上積み立てないことができる。

#### (3) 任意積立金の控除

出資者会/株主総会において任意積立金の積立を決定した場合、それを積み立てる。

#### (4) 余剰利益の分配

#### 3.8 株式会社はどのような種類の株式を発行できますか。

# (1) 種類株式の発行

「公司法」が定める株式は、もっぱら普通株式についてのものである。もっとも、「公司法」は、種類株式について、「国務院は、会社が本法(公司法)が規定する以外のその他の種類の株式を発行することについて、別途規定することができる」として、国務院の規定が存在する場合に、これに基づき株式会社が種類株式を発行することを認めており、国務院に対し行政法規により種類株式の内容を規定することを授権している。

# (2) 株券

- ① 額面・無額面:「公司法」は、株式の発行価格について、額面金額によることも額面金額を超えることもできるが、額面金額を下回ることはできないと定めている。中国「公司法」は、無額面株式の発行については規定していない。
- ② 記名・無記名:株式会社が発行する株券は、記名株券でも無記名株券でもよい。「公司法」の規定によると、株式会社が発起人又は法人に発行する株券は、記名株券でなければならず、発起人又は法人の名称又は氏名を記載しなければならず、他人の名義又は代表者の氏名を記載することはできない。株式会社が発行する無記名株券は、その株券の数量、番号及び発行日を記載しなければならない。

# 3.9 取締役会(董事会)の開催頻度及び開催方法に関する規制は存在しますか。

有限責任会社及び株式有限会社の董事会開催頻度及び開催方法は下表のとおりである。

	有限責任会社	株式有限会社		
董事会会議	定款において定める。	定例会議:毎年少なくとも2回		
の種類	た系にあいてためる。	臨時会議:必要に応じて開催		
	原則として董事長が招集・主宰する。			
招集及び主	董事長が職務を履行できず又は職務を履	行しない場合は、副董事長が招集及び主宰し、副董事長が職務		
宰	を履行できず又は職務を履行しない場合に	は、半数以上の董事が共同で推挙する 1 名の董事が招集及び主		
	宰する。			
招集の時	召集の時期:定款において定める。	定例会議:会議開催の 10 日前までに全董事及び監事に通知		
期・方法		臨時総会:通知方式及び通知期限を別途定めることができる。		
朔•万法	招集権者:董事長(原則)	招集権者:董事会が招集(原則)		
議事録	董事会は、決議事項に対する決定について議事録を作成しなければならず、会議に出席した董事は議事			
我 <del> </del>	録に署名しなければならない。			
定足数・決	定款において定める。	定足数:過半数		
議成立要件	た系にあいてためる。	決議要件:全董事の過半数		
議決権	1人1票			
		原則として董事本人が出席		
出席者	定款において定める。	董事が何らかの理由により出席できない場合は、授権範囲を		
		明記した委任状により、他の董事に代理出席を委任可		

# 3.10 取締役(董事)はどのような義務及び責任を負いますか。

「公司法」の規定によると、董事は、法律、行政法規及び会社定款を遵守し、会社に対して忠実義務及び勤勉義務を負う。

#### (1) 忠実義務

忠実義務とは、董事は、自己の利益を会社の利益に優先させてはならず、職権を利用して私利を図ってはならないことをいう。

「公司法」は、董事は以下に掲げる行為を行ってはならないと定めている。

- ① 会社の資金を流用すること
- ② 会社の資金を自己の個人名義又はその他の個人名義で口座を開設し預金すること
- ③ 会社定款の規定に違反し、株主会、株主総会又は董事会の同意を得ずに、会社の資産を他人に貸し付け、又は会社の財産を他人のために担保として提供すること
- ④ 会社定款の規定に反し、又は株主会又は株主総会の同意を得ずに、自社と契約を締結し又は取引を行うこと
- ⑤ 株主会又は株主総会の同意を得ずに、職務上の便宜を利用して自己又は他人のために会社の商機を 奪い、在任する会社と同種の業務を自営し又は他人のために経営すること
- ⑥ 他人と会社との取引のコミッションを受け取り自己のものとすること

- ⑦ 会社の機密を無断で開示すること
- ⑧ 関連関係を利用し会社の利益を損なうこと
- 9 会社に対する忠実義務に反するその他の行為

#### (2) 勤勉義務

勤勉義務とは、善良なる管理者の注意義務をいい、董事は職務を履行するに当たり、勤勉でかつ職責を尽くし、適任の管理者が払うべき注意を払い、会社の最大利益のために積極的に作為を行わなければならないことをいう。

「公司法」及び関連の政府部門規章の規定する董事の主な勤勉義務は以下のとおりである。

- ① 董事は、誠実に責任を持って董事会会議に出席しなければならず、特別な原因がある場合にのみ他の 董事に代理出席を委任する。
- ② 董事は、董事会会議の決議事項について明確な意見を表明しかつ慎重に議決権を行使しなければならず、また董事会決議について責任を負わなければならない。
- ③ 董事は、自身が果たすべき職責を履行するに十分な時間及び精力を持つようにしなければならない。

# 3.11 会社に生ずる継続的な義務にはどのようなものがありますか。

会社に生ずる継続的義務として、主として以下の義務が挙げられる。

- ① 法令に基づき帳簿を設け、かつ、その真実性、完全性を保証すること30
- ② 毎会計年度の終了時に財務会計報告書を作成し、かつ、会計士事務所の監査を受けること31
- ③ 毎年、特定の時期に年度検査報告書を提出し、年度検査を受けること32
- ④ 経営活動内容等に応じて、所得税、営業税、消費税等の各種税金を納めること

# 4. 解散•清算

4.1 中国で外商投資企業の解散・清算を行う際の手続の概要を教えて下さい。中国特有の規 定は存在しますか。

中国の関連法律・法規<sup>33</sup>の定める外商投資企業の主な解散事由は、以下のとおりである。外商投資企業が解散する場合、一部の解散事由を除いて、外商投資企業の審査認可機関である商務部門の審査認可が必要となる。

31 「公司法」165 条 1 項

<sup>30 「</sup>会計法」3条

<sup>32 「</sup>公司登記管理条例」60条1項参照

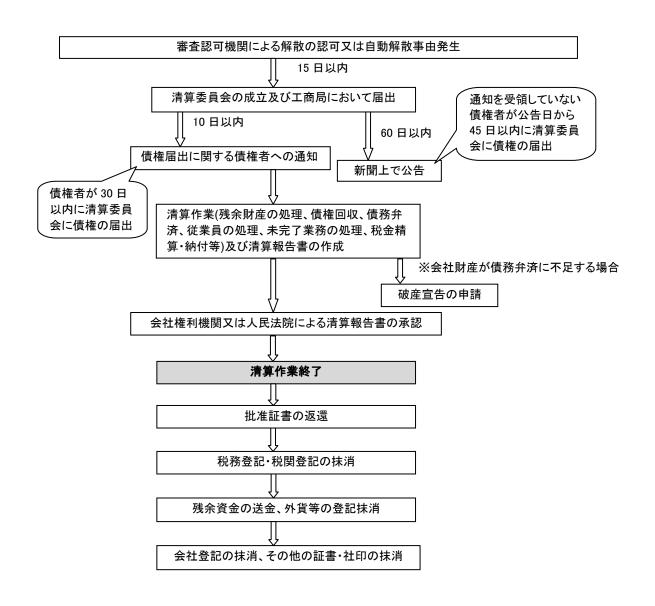
<sup>33 「</sup>公司法」181 条、183 条、「中外合資経営企業法実施条例」90 条 1 項、「合作企業法実施細則」48 条 1 項、「外資企業法 実施細則」72 条 1 項、「最高人民法院関於適用『中華人民共和国公司法』若干問題的規定(二)」等

日本の会社制度にはない会社の「営業期間」の満了という解散事由が存在する点、外商投資企業の場合は多くの 解散事由について解散に審査認可機関の認可を要する(企業による解散決議のみでは解散することができない)点 は、中国特有ということができる。

	解散事由	解散の認可要否
1	営業期間が満了した場合	不要
2	会社の最高意思決定機関が解散を決議した場合	必要
3	営業許可証が取り消され、閉鎖を命じられ又は取り消された場合	不要
4	会社の経営管理に深刻な困難が生じ、引き続き存続すると株主の利益に重大な損害を被らせるおそれがあり、その他の方法によっても解決できない場合において、全株主の議決権の10%以上を保有する株主が人民法院に対して会社の解散を請求し、人民法院がその解散を命じた場合(司法解散)	不要 (ただし、人民法院の 裁定が必要)
5	会社に深刻な欠損が生じ、経営を継続することができなくなった場合	必要
6	自然災害、戦争等の不可抗力により、深刻な損害を受け、経営を継続する事ができなくなった 場合	必要
7	合弁会社がその経営目的を達成しておらず、かつ、発展の見込みもない場合	必要
8	合弁当事者の一方が合弁会社の合意、契約、定款に定める義務に違反し、会社が経営を継続することができなくなった場合	必要34
9	合弁契約又は定款に定めるその他の解散事由が発生した場合	必要

ただし、人民法院の裁定又は仲裁機関の裁決の提出が必要と考えられる(「国家工商行政管理総局、商務部関於外商投 資企業解散清算登記管理有関問題的通知」二(三)、「商務部弁公庁関於依法作好外商投資企業解散和清算工作的指導 意見」二)。

「公司法」が定める解散後の清算の手続は、概ね以下のとおりである。



# 4.2 中国の破産手続の概要を教えて下さい。また破産手続以外の制度はありますか。

外商投資企業が弁済期の到来した債務を弁済することができず、かつ、弁済のための資産が不足している場合、又は明らかに弁済能力が欠如している場合、外商投資企業又はその債権者は、中国の「企業破産法」及びその他の関連法律・法規<sup>35</sup>に従い、人民法院に更生(原文は「重整」<sup>36</sup>)、和解又は破産清算の申立をすることができる。

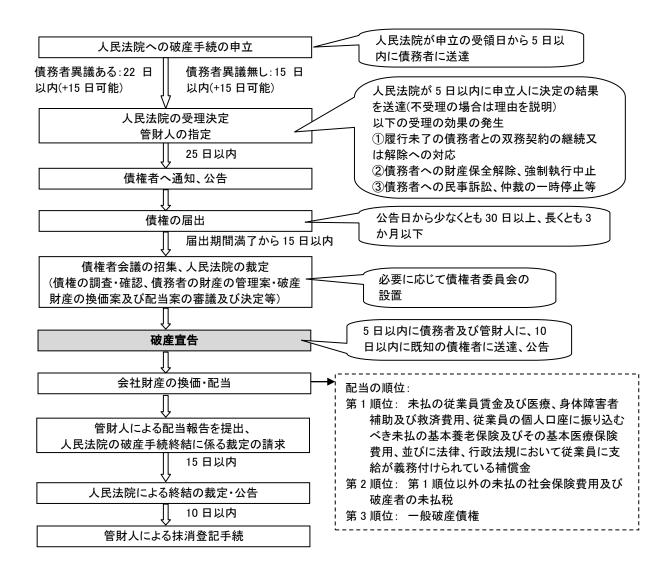
-

<sup>35 「</sup>最高人民法院関於適用『中華人民共和国企業破産法』若干問題的規定(一)、「最高人民法院関於審理企業破産案件 指定管理人的規定」及びこれらに関連する最高人民法院による関連司法解釈、行政法規、規則等

<sup>36 「</sup>企業破産法」第8章

#### 【破産手続】

企業破産法が定める会社の破産手続は概ね以下のとおりである。



# 【更生手続】

債権者、債務者又は出資者等の利害関係人が、破産原因が生じ又は生じる可能性があるが、再建の望みのある債務者について、利害関係人間の協議を通じて、かつ、法により強制的にその利益を調整し、経営の整理及び債権債務関係の清算を行う制度である(「企業破産法」第8章)。

主な手続は、①更生手続の申立、②人民法院による更生の裁定及びその公告、③債務者又は管財人による更生計画案の作成及び提出、④債権者集会での更生計画案の決議、⑤人民法院への更生計画の認可申請及び人民法院による認可、⑥更生計画の執行及び監督である。

#### 【和解手続】

債務者が債務を弁済できない場合において、破産清算を避けるために、債務者が協議交渉を経て互いに合意の上、破産を回避し債務者の再建及び債権債務関係の清算を行う制度である(「企業破産法」第9章)。

主な手続は、①和解の申立、②人民法院による和解の裁定及びその公告、③債権者集会での和解協議案の決議、

④人民法院への和解協議の認可申請及び人民法院による和解の認可、⑤和解協議の執行である。

# 5. 外商投資

# 5.1 中国に対する外国からの投資を規制している法律にはどのようなものがありますか。

外国投資家が中国国内に投資する場合に適用のある法令には、主に次のようなものがある。

#### (1) 投資全般

「指導外商投資方向規定」、「外商投資産業指導目録」、「中西部地区外商投資優勢産業目録」、「外商投資項目核准暫行管理弁法」、「外匯管理条例」、「外債管理暫行弁法」等

#### (2) 事業組織の設立・運営

「公司法」、「中外合資経営企業法」及びその実施条例、「中外合作経営企業法」及びその実施細則、「外資企業法」及びその実施細則、「関於外商投資挙弁投資性公司的規定」、「関於設立外商投資股份有限公司若干問題的暫行規定」、「外国企業或者個人在中国境内設立合伙企業管理弁法」、「外国企業常駐代表機構登記管理条例」等

#### (3) 企業買収

「関於外国投資者併購境内企業的規定」、「外国投資者対上市公司戦略投資管理弁法」等

#### (4) 業種別投資

「外商投資商業領域管理弁法」、「外商投資電信企業管理規定」、「外商投資建築業企業管理規定」、「外商投資道路運輸業管理規定」、「外商投資広告企業管理規定」、「外商投資租賃業管理弁法」、「外資銀行管理条例」、「外資保険公司管理条例」等

# 5.2 中国では、外国からの投資の方法にはどのようなものがありますか。

外国投資家が中国国内に投資する場合、①主に中国国内において外商投資企業、外商投資株式会社又は外商投資組合企業を設立して運営することによる投資(いわゆる直接投資)、及び②主に QFII(Qualified Foreign Institutional Investors、適格国外機関投資家)等による中国国内の証券市場への投資(いわゆる間接投資)を行うことが可能である。

#### 5.3 現在の外国からの直接投資に関する政策はどうなっていますか。

中国は、外国からの直接投資を国内経済発展の促進や国内産業保護の観点等から選択的に導入するという政策 をとっており、外資参入に対して一律に事前審査認可を行っている。具体的には、外国からの投資に関するガイドライ ンとして「指導外商投資方向規定」を定め、同規定において外商投資プロジェクトを奨励類、許可類、制限類、禁止類 の 4 種類に大きく分類している。さらに「外商投資産業指導目録」においてこの奨励類、制限類、及び禁止類にそれぞ れ該当する業種のリストを定めるとともに、このリストのいずれにも該当しない業種は許可類と扱うものとして、いずれ の業種が奨励類、許可類、制限類、禁止類のいずれに該当するのかを整理している(なお、「中西部地区外商投資優 勢産業目録」掲載の業種は、いずれも奨励類取扱いとなる。)。これらの目録に従い、外資参入対象となる業種の該 当分類及び要求される企業形態(例えば、中外合弁に限るか否か等)又は出資比率の規制等が判断されることにな る37。中国は、その時々の中国の政策及び政治経済の状況に応じてこれらの目録を改正(業種と分類の調整、企業形 態又は出資比率の地調整等)して外資参入に対する目下の政策を各目録に反映させるとともに、かかる目録に従っ て外資参入の事前審査認可を行っている。

また、中国国外からの借入(外債)に関する規制については、外貨による外債の借入に際し、中国国内資本による 企業が認可を受けなければならないのに対し、外資出資比率 25%以上の外商投資企業については一定の枠内であ れば認可を受ける必要がなく、外債登記を経ることにより自由にこれを借り入れることができる38。

具体的には、通常、外商投資企業は、設立に際して、各出資者が払込を引き受けた出資の合計となる登録資本金 (中国語:注冊資本)と、生産規模に応じて投入する必要のある基本建設資金及び生産運転資金の合計として想定す る投資総額の金額を設定したうえで設立の認可を受けるところ39(なお、投資総額とこれに対応する登録資本金の最 低額の比率は、下表のとおり定められている40。)、この投資総額と登録資本金の差額を「投注差」といい、投注差の範 囲内であれば、外商投資企業の外貨建外債の借入に認可は不要となる(なお、この場合でも外債登記は必要であ る。外債及び外貨建外債の借入枠等については8.5参照)4142。

投資総額(米ドル)	登録資本:投資総額	登録資本の最低額(米ドル)
300 万以下	7:10	_
300 万超、1000 万以下	1:2	投資総額が 300 万~420 万の場合は 210 万以上
1000 万超、3000 万以下	2:5	投資総額が 1000 万~1250 万の場合は 500 万以上
3000 万超	1:3	投資総額が 3000 万~3600 万の場合は 1200 万以上

<sup>37</sup> このほか、これらの目録上の該当分類及び投資金額及び業種別投資に係る個別法令により、参入にあたり受けるべき 認可の審査認可機関レベル(中央又は地方の審査認可部門)、業種主管部門及び必要とされる提出書類等が確定され

<sup>38</sup> 特例として、外商投資不動産開発企業については、現状、外債借入が実質的に禁止されている。

<sup>39</sup> 「中外合資経営企業法実施条例」17、18条、「外資企業法実施細則」19、20条

<sup>40</sup> 「国家工商行政管理局関於中外合資経営企業注冊資本与投資総額比例的暫行規定」3条

<sup>41</sup> 「外債管理暫行弁法」18条

<sup>42</sup> 外商投資性公司及び外商投資ファイナンスリース会社による外債借入については、「投注差」と異なる、特殊な規模管理 がされている。

# 5.4 外商投資企業の設立手続はどうなっていますか。

外商投資企業43の新規設立手続は、概ね下表のとおりである。

	必要手続	関係政府部門
設立前44	①企業名称事前承認申請	工商部門
	⇒確認通知書取得	
	②プロジェクトの審査確認	発展改革部門
	(当該手続の要否は、企業の設立において固定資産投資を伴う	
	かどうか等により異なる。)	
	③業界主管部門の事前審査認可	業界主管部門
	(当該手続の要否は、設立予定の企業の事業目的に係る特殊	
	な業種規制の有無により異なる。)	
	④企業設立認可申請 <sup>45</sup>	商務部門
	⇒批准証書取得	
	⑤会社設立登記	工商部門
	⇒営業許可証取得	
設立後	⑥社印の作成	公安部門
	⑦組織機構コードの取得	品質技術監督部門
	<b>⑧外為登記</b>	外貨管理部門
	9税務登記	税務部門
	⑪稅関登記	税関
	⑪統計登記	統計部門
	①財政登記	財政部門

# 5.5 外国会社は、中国に100%子会社を設立することができますか。

「外商投資産業指導目録」、「中西部地区外商投資優勢産業目録」及び業種別投資に係る個別法令において特別な規制がない限り、中国国内に外国会社の100%子会社を設立することができる。

# 5.6 外国(法)人による土地所有についてどのような規制がありますか。

中国は、土地の社会主義公有制、即ち、全人民所有制と労働大衆集団所有制を実施しており(前者の土地は「国有土地」となり、後者の土地は「農民集団所有土地」となる。)、いかなる組織及び個人も土地所有権を有しない<sup>46</sup>。

一方、所有権と使用権の分離の原則の下、国有土地使用権の払下げ、譲渡制度が実施されており、外国(法)人を 含む中国国内外の会社、企業その他の組織及び個人は、国有土地使用権を取得し、土地の開発、利用及び経営を

<sup>43</sup> ここにいう外商投資企業は、中外合弁企業、中外合作企業及び外資企業を指す(前記 2.2 参照)。また、各手続に必要な期間は、実際に設立予定の企業の所在地域や審査認可レベル等により異なりうる点に留意する必要がある。

<sup>44</sup> 設立予定の企業の出資者が複数の場合、その出資者の事業規模によっては、設立の審査認可に際し事業者結合の審査が必要となることがある。

<sup>45</sup> 一部特殊な業種(例えば、外資銀行及び外資保険会社)については、発展改革部門及び商務部門による許認可手続が 不要となる。

<sup>46 「</sup>土地管理法(2004 年改正)」2 条

行うことができ<sup>47</sup>、土地使用権者が建造した地上建物、構築物及びその附属施設の所有権は土地使用権者に帰属する<sup>48</sup>。

なお、土地使用権の払下げとは、国が国有土地使用権を一定の期間を定めて<sup>49</sup>土地使用者に払い下げ、土地使用者が国に土地使用権払下金を支払う行為をいうが<sup>50</sup>、工業(採鉱用地を除く。)、商業、旅行、娯楽及び商品住宅用地等の経営用用地の場合、並びに同一の土地に 2 人以上の土地使用希望者がいる場合、払下げに際し、入札募集、競売等の公開の競り方式を採用することが必要となる<sup>51</sup>。払下土地使用権を取得した場合、法令上別途規定又は払下契約上別途約定がある場合を除き、払下契約で定めた使用期間内において、法令に従い、対象土地の使用権の譲渡、賃貸、抵当権設定等の処分を行うことができ<sup>52</sup>、地上建物、構築物及びその附属施設も併せて処分される<sup>53</sup>。払下契約所定の使用期間が満了し、土地使用者が引き続き土地を使用する必要がある場合には、遅くとも期間満了の1年前までの期間延長申請、土地使用権払下契約の再締結及び土地使用権払下金の納付が必要となる<sup>54</sup>。

上記の共通規制以外に、投機的なホットマネーの中国不動産市場への流入を阻止すべく、中国の不動産投資への海外からの投資に対する規制が強化され、外国(法)人による中国の不動産取得について、非自己使用時の「商業存在原則」及び自己使用時の購入規制が設けられている。非自己使用時の「商業存在原則」のもとでは、外国(法)人が中国国内において非自己使用の不動産を投資して購入する場合、不動産に係る外商投資の規定に従い外商投資企業を設立することが前提として必要となる55。一方、自己使用時の購入規制では、外国個人については、中国国内における勤務又は学習の期間が1年超である場合に限り、実際の需要に適合する自己使用住宅を1軒のみ購入することができ、外国機構については、法律に別途規定のある場合を除き、中国国内において分支機構又は代表機構を設立するものは、当該分支機構又は代表機構を登記した都市においてのみ、事務用の非住宅建物のみ購入することができる。56

<sup>&</sup>lt;sup>47</sup> 「城鎮国有土地使用権出譲和転譲暫行条例」2条及び3条

<sup>48 「</sup>物権法」142 条

<sup>49</sup> 土地使用権払下げの最長期間は、土地の用途により異なる。居住用地は 70 年、工業用地は 50 年、教育、科学技術、文化、衛生、スポーツ用地は 50 年、商業、観光、娯楽用地は 40 年、総合又はその他の用地は 50 年とされている(「城鎮国有土地使用権出譲和転譲暫行条例」12条)。

<sup>50 「</sup>城市房地産管理法」第8条

<sup>51 「</sup>招標拍売掛牌出譲国有建設用地使用権規定」4条、「物権法」137条2項

<sup>52 「</sup>城鎮国有土地使用権出譲和転譲暫行条例」19条、28条及び32条、「物権法」143条

<sup>53 「</sup>物権法」146条

なお、土地と地上附着物の一括処分の原則から、地上附着物が処分される場合、土地使用権も併せて処分される(「物権法」147条)。

<sup>54 「</sup>城市房地産管理法」21 条

<sup>55 「</sup>建設部、商務部、国家発展和改革委員会、中国人民銀行、国家工商行政管理総局、国家外匯管理局関於規範房地産市場外資準入和管理的意見」の一

<sup>「</sup>建設部、商務部、国家発展和改革委員会、中国人民銀行、国家工商行政管理総局、国家外匯管理局関於規範房地産 市場外資準入和管理的意見」の三並びに「住宅和城郷建設部、国家外匯管理局関於進一歩規範境外機構和個人購房 管理的通知」

# 6. 労務

# 6.1 労働者の権利義務に関する主な法令を教えてください。

労働者の権利義務に関する基本的な法律として、主に、「労働法」、「労働合同法」、「労働争議調解仲裁法」、「社会保険法」及び「工会法」等がある。法律の具体的な実施においては、国務院及び人力資源和社会保障部(旧・労働和社会保障部)を中心として、国務院のその他の各部・委員会がより詳細な条例、規章、通知等を制定している。なお、実務上は、各省・自治区及び各都市がその権限の範囲内で制定する地方性法規や地方政府規章も中国の労働法体系の重要な一部となっており、労使関係を規範する重要な法律根拠である。

全国範囲で適用される主な法令は、概ね下表のとおりである。

類別	法令名	制定機関	施行日 (改正日)
	労働法	全国人民代表大会常務委 員会 (以下「全人大常委会」という。	1995.01.01 <sup>57</sup>
	関於「労働法」若干条文的説明	労働和社会保障部(現·人力 資源和社会保障部)	1994.09.05
就業及び	関於貫徹執行「中華人民共和国労働法」若干問 題的意見	労働和社会保障部(現·人力 資源和社会保障部)	1995.08.04
労働契約	労働合同法	全人大常委会	2008.01.01 (2012.12.28 改正、 2013.07.01 日改正版施行)
	労働合同法実施条例	国務院	2008.09.18
	外国人在中国就業管理規定	人力資源和社会保障部	1996.05.01 (2010.11.12 改正)
	就業促進法	全人大常委会	2008.01.01
	工資支付暫行規定	労働和社会保障部(現·人力 資源和社会保障部)	1995.01.01
	工資総額組成的規定	国家統計局	1990.01.01
労働報酬	工資集体協商試行弁法	労働和社会保障部(現·人力 資源和社会保障部)	2000.11.08
	最低工資規定	労働和社会保障部(現·人力 資源和社会保障部)	2004.03.01
W /rl n±	国務院関於職工工作時間的規定	国務院	1994.03.01 (1995.05.01 改正)
労働時	職工帯薪年休假条例	国務院	2008.01.01
間、休暇	企業職工帯薪年休假実施弁法	人力資源和社会保障部	2008.09.18
	全国年節及紀念日放假弁法	国務院	2007.12.14
W E 10 =#	職業病防治法	全人大常委会	2002.05.01 (2011.12.31 改正)
労働保護	女職工労働保護特別規定	国務院	2012.04.28
	使用有毒物品作業場所労働保護条例	国務院	2002.05.12

\_

<sup>57 2009</sup> 年 8 月 27 日施行「全国人民代表大会常務委員会関於修改部分法律的决定」(主席令第 18 号)により、「労働法」92 条の「刑法第 187 条の規定に従い」を「刑法の関連規定に従い」に修正

	社会保険法	全人大常委会	2011.07.01
	在中国境内就業的外国人参加社会保険暫行弁法	人力資源和社会保障部	2011.10.15
	社会保険費征繳暫行条例	国務院	1999.01.22
社会保険	失業保険条例	国務院	1999.01.22
及び住宅	工傷保険条例	国務院	2004.01.01
積立金	工杨床陕木例	<b>国</b> 物坑	(2010.12.20 改正)
	企業職工生育保険試行弁法	労働和社会保障部(現人力 資源和社会保障部)	1995.01.01
	住房公積金管理条例	国務院	1999.04.03
	正方公領並自任未例	<b>国</b> 物坑	(2002.03.24 改正)
労働紛争	労働保障監察条例	国務院	2004.12.01
力测初于	労働争議調解仲裁法	全人大常委会	2008.05.01

# 6.2 労働時間に関する規定にはどのようなものがありますか。

# 6.2.1 労働時間の一般規定(労働時間制度)

現行法により、中国においては、労働者の 1 日の労働時間は 8 時間、1 週間の労働時間は 40 時間という標準労働時間制度<sup>58</sup>が実施されている。使用者は、週に少なくとも 1 日の休日を労働者に与えなければならない。

上記規定を実施することができない場合、使用者は、労働行政部門の認可を受けた上で、他の業務方法、休息方法を手配することができる<sup>59</sup>。

#### 6.2.2 労働時間の延長

使用者は、生産経営上の必要により、労働組合及び労働者との協議を経て、労働時間を延長することができるが、通常、1 日につき 1 時間を超えてはならない。特別な事由により労働時間の延長を必要とする場合は、労働者の身体の健康を保障するという条件の下で、1 日につき 3 時間を超えない範囲で労働時間を延長することができる。ただし、1 か月につき 36 時間を超えてはならない<sup>60</sup>。

### 6.2.3 残業手当

労働時間を延長する場合、使用者は、次の状況及び基準に従い残業手当を支払わなければならない。

要件	支給基準
(平日)労働者に労働時間延長を手配する場合	通常賃金の 150%以上
休日に労働者に業務を手配し、かつ代休を手配することができない場合	通常賃金の 200%以上
法定休日・祝日に労働者に業務を手配する場合	通常賃金の 300%以上

<sup>58 「</sup>国務院関於職工工作時間的規定」3 条

<sup>59 「</sup>労働法」39 条

<sup>60 「</sup>労働法」41 条

# 6.3 有給休暇や法定祝日について強制的な規定はありますか。

#### 6.3.1 年次有給休暇

#### (1) 年次有給休暇の取得条件

労働者は連続して 12 か月以上勤務<sup>61</sup>した場合、年次有給休暇(以下「年休」という。)を享受することができ、 使用者は労働者が年休を享受することができるよう保障しなければならない。年休期間中は、通常の業務時 と同等の賃金が支給される<sup>62</sup>。

#### (2) 年休の日数

前記(1)の年休の取得条件を満たした労働者は、年休を享受することが認められる。当該労働者に保障すべき年休日数は、当該労働者の「累計勤務年数」63に応じ、原則として次のとおりとなる。

累計勤務年数	保障すべき年休日数
満 1 年以上満 10 年未満	5 日
満 10 年以上満 20 年未満	10 日
満 20 年以上	15 日

注: 国の法定祝日、休日、帰省休暇、慶弔休暇、産休等は年休期間に算入しない64。

#### (3) 年休未取得の場合

使用者は、業務の必要により労働者に年休を手配することができない場合には、労働者本人の同意を得た上で、年休を手配しないことができる。労働者が取得すべきでありながら未取得の年休日数については、使用者は、未消化年休賃金報酬として、当該労働者の日給の300%を当年度中に支払わなければならない。ただし、使用者が年休を手配したにもかかわらず、労働者が自身の都合により年休を取得しない旨を書面で申し出た場合には、使用者は、当該労働者の通常の業務期間の賃金のみを支払えば足りる。

#### 6.3.2 法定祝日について(「全国年節及紀念日放假弁法」)

「全国年節及紀念日放假弁法」が定める中国の法定祝日は、次のとおりである。

	祝日の名称	休暇日数	適用範囲	休暇時期
1	新年	1日	全国民	1月1日
2	春節	3 日	全国民	旧暦の大晦日、1月1日、2日

<sup>「</sup>人力資源和社会保障部弁公庁関於『企業職工帯薪年休假実施弁法』有関問題的復函」一: 年次有給休暇の享受条件である「企業職工帯薪年休假実施弁法」3条の「従業員が連続して満 12か月以上勤務」については、従業員が同一の使用者において連続して満 12か月以上勤務した場合を含むほか、従業員が異なる使用者において連続して満 12か月以上勤務した場合も含む。

<sup>62 「</sup>職工帯薪年休假条例」2条

<sup>「</sup>企業職工帯薪年休假実施弁法」4条:年休日数は、従業員の累計勤務時間に基づき確定する。従業員の同一又は異なる使用者における勤務期間、及び法律、行政法規又は国務院の規定により勤務期間と同じと見なされた期間を、累計勤務時間として計算しなければならない。

<sup>64 「</sup>職工帯薪年休假条例」3条、「企業職工帯薪年休假実施弁法」6条

3	清明節	1日	全国民	旧暦清明節当日
4	労働節	1日	全国民	5月1日
5	端午節	1日	全国民	旧暦端午節当日
6	中秋節	1日	全国民	旧暦中秋節当日
7	国慶節	3 日	全国民	10月1日、2日、3日
8	婦人節	0.5 日	女性	3月8日
9	青年節	0.5 日	14 歳以上の青年	5月4日
10	児童節	1日	14 歳未満の児童	6月1日
11	中国人民解放軍 建軍記念日	0.5 日	現役軍人	8月1日

# 6.4 労働者との労働関係はどのように終了させることができますか。経済補償金を支払う必要はありますか。

「労働合同法」及び関連規定によると、労働者との労働関係を終了する方法及び条件は、概ね次のとおりである。

終了の方法		終了の条件	経済補償金の要否			
	解除による終了					
合意による解除		労使双方が労働契約の解除について合意した場合 <sup>65</sup>	必要 (労働者から提起し た場合を除く)			
	労働者の 事前通知 による解 除	労働者が30日前までに書面により使用者に通知した場合 労働者が試用期間内において、3日前までに使用者に通知した場合66	不要			
労働者からの解除	労働者の 一方的な 解除	使用者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合 (1)労働契約の約定に従った労働保護又は労働条件を提供しない場合 (2)労働報酬を遅滞なく全額で支払わない場合 (3)法に従い労働者のために社会保険料を納めない場合 (4)使用者の規則制度が法律・法規の規定に違反し、労働者の権益に損害を与えた場合 (5)「労働合同法」26条1項に定める事由により労働契約が無効となった場合 (6)法律、行政法規に規定する労働者が労働契約を解除できるその他の事由 なお、使用者が暴力、脅迫若しくは不法に人身の自由を制限する手段により、労働者に労働を強制する場合、又は使用者が規則に反して危険な作業を指示し、強制的に命じて、労働者の人身の安全を脅かす場合、労働者は、労働契約を直ちに解除することができ、使用者に事前に知らせる必要はない。67	必要			

<sup>65 「</sup>労働合同法」36条

<sup>66 「</sup>労働合同法」37 条

<sup>67 「</sup>労働合同法」38条

		<b>半はまだかに担じてままのいざないにきませれて担人</b> ®			
		労働者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合®			
		(1)試用期間において採用条件に不適格であることが証明された場合			
		(2)使用者の規則制度に著しく違反した場合			
		(3)重大な職務怠慢、私利のための不正行為があり、使用者に重大な損害を与			
	主に労働	えた場合			
	者の責任	(4)労働者が同時に他の使用者と労働関係を確立し、当該使用者の業務上の	<b>7</b> m		
	に起因す	任務の遂行に重大な影響を与え、又は使用者から是正を求められたがこ	不要		
	る解除	れを拒否した場合			
		(5)労働者が詐欺、脅迫の手段をもって又は人の弱みにつけ込んで、使用者に			
		その真意に反する状況下で労働契約を締結させ、若しくは変更させ、労働			
		契約が無効となった場合			
使		(6)法により刑事責任を追及された場合			
用		労働者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合®			
者		(1)労働者が病を患い、又は労災以外で負傷し、規定の医療期間の満了後も			
か	労働者の	元の業務に従事できず、使用者が別に手配した業務にも従事することがで			
6	責任によ	きない場合			
の	らない解	(2)労働者が業務に不適任であり、研修又は勤務部署の調整を経てもなお業	必要		
解	除	務に不適任である場合			
除	ly)(	(3)労働契約の締結時に拠り所とした客観的状況に重大な変化が生じて労働			
		契約の履行が不可能になり、使用者と労働者との間で協議を経ても、労働			
		契約内容の変更について合意に達することができない場合			
		次に掲げる事由のいずれかに該当し、20人以上の人員削減、又は20人未満			
		であるが企業の従業員総数の 10%以上を占める削減を行わなければならな			
		い場合 <sup>70</sup>			
	経済的理	(1)企業破産法の規定に従い更生を行う場合			
	由による	(2)生産経営に重大な困難が生じた場合	必要		
	人員削減	(3)企業の生産転換、重大な技術革新又は経営方式の調整により、労働契約			
		を変更した後もなお人員削減の必要がある場合			
		(4)労働契約の締結時に拠り所とした客観的経済状況に重大な変化が生じて			
		労働契約の履行が不可能になったその他の場合			
終了事由発生による終了					
		次に掲げる事由のいずれかに該当する場合71	左記(1)、(4)、(5)の場		
		(1)労働契約の期間が満了した場合	合必要		
		(2)労働者が法に従い基本年金保険の待遇を受け始めた場合	(ただし(1)について		
法定終了		(3)労働者が死亡し、又は人民法院から死亡を宣告され、若しくは失踪を宣告さ	は、使用者が更新		
		(の)が関右が死亡し、大は八氏広原がら死亡を亘日され、石しては人跡を亘日された場合	にあたり労働条件		
		(4)使用者が法に従い破産宣告を受けた場合	を維持又は高めた		
		(5)使用者が営業許可証を取消され、廃業若しくは取消を命じられ、又は使用	にもかかわらず労		
		(の)使用有が呂来計り証を取得され、焼来石しては取得を叩じられ、又は使用者が繰上解散を決定した場合			
			働者が更新に同意		
		(6)法律、行政法規に規定するその他の事由	しない場合を除く)		

<sup>68 「</sup>労働合同法」39条

<sup>69 「</sup>労働合同法」40条

<sup>70 「</sup>労働合同法」41 条 1 項

<sup>71 「</sup>労働合同法」44条

# 6.5 法律に規定する経済補償金はどのように計算しますか。

「労働法」、「労働合同法」及び関連の法令によると、法定の経済補償金の計算方法については、概ね次のとおりである。

盐浆生粉	2000 年 1 日 1 日前	2008 年 1 月 1 日以降		
勤務年数	2008 年 1 月 1 日前	a≦b の場合	a>b の場合	
6 か月未満		a × 0.5	b × 0.5	
6 か月以上 1 年未満	a×1	a×1	b×1	
1 年以上	a×N1 (合意解除の場合又は労働者が業務に不適任であることによる解除の場合で、N1 が 12 を上回るときは、12で計算)		b×N2 (N2 が 12 を上回るとき は、12 で計算)	

注:a:労働者の労働契約解除又は終了前の 12 か月の月平均賃金

b:使用者の所在地域の前年度の労働者月平均賃金の3倍の金額

N1:2008 年 1 月 1 日前の勤務年数 N2:2008 年 1 月 1 日以降の勤務年数

# 6.6 労働契約に競業避止等の制限的な条項を約定することはできますか。

#### 6.6.1 競業避止条項の約定

使用者は、労働契約又は秘密保持契約において労働者と競業避止条項を約定することができる。即ち、労働契約の解除又は終了後の一定期間、当該労働者に対し、使用者と同種の製品を生産若しくは取扱い、同種の業務に従事する競合関係にある他の使用者の下で働き、又は同種の製品を自ら開発・生産し、若しくは取扱い、同種の業務に従事してはならないと約定することができる。

競業避止の範囲、地域、期間については、使用者と労働者との間で約定することができるが、競業避止期間は 2 年を超えてはならない。

なお、競業避止の対象者は、使用者の高級管理職、高級技術者及び秘密保持義務を負うその他の者に限られる<sup>72</sup>。

#### 6.6.2 競業避止の経済補償

労働契約又は秘密保持契約において競業避止を約定する場合には、労働契約の解除又は終了後の競業 避止期間内において、毎月、労働者に一定の経済補償を与えることを約定しなければならない。ただし、当該 経済補償の基準については、法令上明確な規定がなく、司法機関の指導的文書である司法解釈が存在する にとどまる。

<sup>72 「</sup>労働合同法」24条

# 6.7 労働契約において、労働者を一定の期間は退職できないようにすることはできますか。

「労働合同法」は、離職禁止期間(中国語:服務期)に関する規定を設け、「使用者が労働者のために特別の研修費用を提供し、当該労働者に対し専門技術研修を行う場合」という条件付ながら、当該従業員と契約により離職禁止期間を約定することを認めている。約定に違反して離職禁止期間中に離職した労働者に対する違約金を約定することも可能であるが、違約金の額は、使用者の提供した研修費用を上回ってはならないとの制限が設けられている。

# 6.8 中国の社会保険制度はどうなっていますか。中国で就業する外国人は社会保険に加入する必要がありますか。

中国では、労働者の基本年金保険、基本医療保険、労災保険、失業保険及び出産保険への加入が義務付けられている。保険料は使用者と従業員が共同で負担するが、労災保険及び出産保険については使用者のみが負担する。 社会保険に加入し保険料を納付するためには、使用者において社会保険登記をする必要があり、社会保険登記をしていない場合には、罰則も適用され得る。なお、各社会保険への加入方法やその納付基数及び納付比率については、各地方政府において具体的な規定が設けられている。

中国国内で就業する外国人は、就業証の手続を処理した日から 30 日以内に社会保険登記を行い、法に従って基本年金保険、基本医療保険、労災保険、失業保険及び出産保険に加入しなければならず、使用者及び本人が規定に基づき社会保険料を納付する。ただし、中国と二国間又は多国間の社会保障協定を結んでいる国の国籍を有する者が中国国内での就業する場合には、当該協定に従い社会保険に加入するものとする(なお、日本と中国との間には、かかる協定はまだ存在しない。)。なお、実務上は、外国人の社会保険加入に関する管理・政策については、地方により若干の運用の差があり得るため、当該外国人の就業する地方の運用を確認することも肝要である。

# 6.9 女性従業員は、産前産後休暇を取得することが認められていますか。

女性従業員は出産につき 98 日の出産休暇を享受することができ、そのうち産前休暇は 15 日とされる。難産の場合は 15 日の休暇が追加付与され、多胎出産の場合は 2 人目より 1 人につき 15 日の休暇が追加付与される<sup>73</sup>。なお、地方により関連法令の規定が異なる場合もある。例えば「北京市人口与計劃生育条例」、「上海市人口与計劃生育条例」 「上海市人口与計劃生育条例」 「上海市人口与計画生育条例」 「上海市人口)「上海市」 「上海市」」 「上海市」」 「上海市」」 「上海市」」 「上海市」 「上海市」」 「上海市」」 「上海市」」 「上海市」 「上海市」」 「上海市」 「上海市」」 「上海市」

# 6.10 男性従業員は、育児休暇又は配偶者出産休暇を取得することが認められていますか。

全国範囲で適用される法令には、男性従業員の育児休暇又は配偶者出産休暇に関する規定はない。ただし、地方

<sup>73 「</sup>女職工労働保護特別規定」7条

の法令では、例えば「上海市人口与計劃生育条例」は、既婚の女性が第 1 子の出産時に満 24 歳に達している場合、 その配偶者は「晩育看護休暇」3 日を取得できると規定している。

# 7. 知的財産

# 7.1 中国ではどのような種類の知的財産権が保護されていますか。

中国において保護される知的財産権は、次のとおりである。

	主な適用法令	取得方法	所管機関	存続期間
特許権 (発明特許、実用新案特許、意匠 特許を含む。)	「専利法」 「専利法実施細則」	出願・審査・登録が必要	国家知識産権局	発明特許: 20 年 実用新案特許: 10 年 意匠特許: 10 年
<b>商標権</b> (著名商標(馳名商標)制度あり。 周知商標制度なし <sup>74</sup> 。)	「商標法」 「商標法実施条例」	出願・審査・登録が必要	国家工商行政管 理総局商標局	10 年(更新可能)
著作権 ・著作隣接権も保護対象となる。 ・ソフトウェア著作権を含む。	「著作権法」 「著作権法実施条例」 「計算機軟件保護条例」	登録不要	版権保護中心	50 年(著作財産権 及び公表権)
その他 ①集積回路配置図設計専有権 ②植物新品種権 ③ノウハウ(技術成果) ④営業秘密	「集成電路布図設計保護 条例」 「植物新品種保護条例」 「合同法」 「反不正当競争法」	①:出願・審査・登録が必要 ②:出願・審査・登録が必要 ③:登録不要 ④:登録不要(ただし、秘密 保持措置は必要)	①: 国家知識産 権局 ②: 農業部、林業 局 ③: なし ④: なし	①: 10 年 ②: 20 年 又は 15 年 ③: なし ④: なし

# 7.2 中国が締約国となっていない知的財産関係の国際条約は存在しますか。

中国が未だ加入していない条約は、次のとおりである75。

- (1) 「虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定<sup>76</sup>」
- (2) 「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約"」

<sup>&</sup>lt;sup>74</sup> 反不正当競争法の保護を受ける余地あり。

<sup>75</sup> 商務部 HP「「中国服務貿易指南網」より(2013 年 2 月 27 日現在) http://tradeinservices.mofcom.gov.cn/b/news\_1241.shtml

<sup>76 1891</sup> 年にマドリードにて作成。日本は 1953 年加入、1953 年 7 月 8 日発効

<sup>77 1961</sup> 年にローマにて作成。日本は 1989 年加入、1989 年 10 月 26 日発効

- (3) 「原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン協定78」
- (4) 「標章の図形要素の国際分類を設定するウィーン協定79」
- (5) 「衛星により送信される番組伝送信号の伝達に関する条約80」
- (6) 「視聴覚著作物の国際登録に関する条約81」

# 7.3 中国での模倣品・海賊版対策について教えて下さい。

中国での模倣品・海賊版対策は、一般に行政手段と司法手段の二つの手法があるが、スピード、費用、簡便性の面から、実務上は行政手段が多く利用されている<sup>82</sup>。

#### 7.3.1 行政手段

	地方知識産権局への申立で
	地力 从
特許権侵害	   罰則:侵害行為の差止め、模倣品製造設備、金型の廃棄、未販売模倣品の販売・使用禁止等、
NOTTELLE	83是正命令及び公告、違法所得の没収、違法所得額の 4 倍以下の過料、違法所得がない場合
	定正明节及い公古、建法所持の及収、建法所持領の 4 信以下の過程、建法所持がない場合     は 20 万元以下の過料 <sup>84</sup>
	地方工商行政管理局への申立て
商標権侵害	
	罰則∶侵害行為の差止め、模造品及び模倣品製造に使用する道具の没収、廃棄処分85、違法
	経営額の3倍以下(違法経営額を計算することができない場合、10万元以下)の過料86
	著作権関連部門への権利侵害の通報等87
著作権侵害	罰則:侵害行為の差止め、警告、過料、違法取得の没収、権利侵害製品の没収、権利侵害製
有IF惟闵古	品を組込・保存している設備の没収、主に権利侵害製品の製造に使われた材料、道具、設備等
	の没収 <sup>88</sup>
	【不正競争行為】
	著名商品との混同・誤認惹起行為、他人の企業名称等の使用による混同・誤認惹起行為、品
その他(不正	質表示、原産地等の偽造・冒用、営業秘密の侵害等のうち、商標法、産品質量法の保護対象と
競争行為、税	ならないものについては、反不正当競争法の保護対象(是正命令、違法製品の没収、過料、違
関での取締 法所得没収、営業許可証取消等)となる場合あり。	
等)	【税関による知的財産権侵害品の水際での差押え】
	保護の対象:中国で保護される商標権、著作権及び著作隣接権、特許権
	保護方法:保護対象を税関総署に予め登録→税関が輸出入貨物に登録させれた知的財産権

<sup>78 1891</sup> 年にリスボンにて作成。日本は未加入(2013年2月27日現在)

<sup>79 1973</sup> 年にウィーンにて作成、1985 年修正、1985 年 8 月 9 日発効。日本は未加入

<sup>80 1974</sup>年5月21日にブリュッセルにて作成、1979年8月25日発効。日本は未加入

<sup>81 1989</sup> 年 4 月 18 日にジュネーブにて作成、1991 年 2 月 27 日発効。日本は未加入

<sup>82</sup> 行政処罰決定に不服がある場合には、人民法院に行政訴訟を提起する余地あり。

<sup>83 「</sup>専利行政執法弁法」41条

<sup>84 「</sup>専利法」63 条

<sup>85 「</sup>商標法」52条、53条

<sup>86 「</sup>商標法」52条、53条、「商標法実施条例」52条

<sup>87 「</sup>著作権行政処罰実施弁法」11条

<sup>88 「</sup>著作権行政処罰実施弁法」4条

を侵害する疑いを発見(権利者が自ら発見した場合、担当税関に差押を申立・担保提供)→税関が書面により知的財産権の権利者に発見を通知→権利者が自ら模倣品であるかどうかの判断、模倣品と判断した場合、当該通知の受領後 3 営業日以内に、担当税関に差押申立書の送付→担当税関が差押8°。

#### 7.3.2 司法手段

	行政訴訟	民事訴訟	刑事訴訟
特許権侵害	専利行政部門による特許権 無効や特許権維持に関する 決定又は裁定に不服がある 場合、専利復審委員会への 特許無効申立て (専利復審委員会による行政 決定又は裁定に不服がある 場合は、その通知を受領した 日から3か月以内に、北京 市第一中級人民法院に行政 訴訟を提起可)	損害賠償請求 (賠償額の認定規定あり <sup>90</sup> )	種類 <sup>91</sup> : ① 登録商標冒用罪(刑法 213 条、 ② 登録商標冒用商品販売罪 ③ 登録商標標識違法製造・
商標権侵害	商標評審委員会に対して 商標局による拒絶査用 知、異議裁定、不使用取 決定に不服がある場合、 標評審委員会に不服審判を 請求 上記の行政決定又は裁定に 不服がある場合、その通以 を受領した日から 30 日以法 に北京市第一中級人民法院 に行政訴訟を提起	損害賠償請求 (賠償額の認定規定あり <sup>92</sup> )	販売罪 ④ 特許冒用罪 ⑤ 著作権侵害罪 ⑥ 著作権侵害複製品販売罪 ⑦ 営業秘密侵害罪
著作権侵害	_	損害賠償請求 (賠償額の認定規定あり <sup>93</sup> )	

# 7.4 ライセンス契約を締結する際の注意点について教えて下さい。

ライセンス契約は、知的財産権を他人に利用させるにあたり、最もよく利用される方法である。ライセンス契約締結にあたっての主な留意点には、次のようなものがある。

- ① ライセンシーの設立・存続及び信用状況等に関する事前調査
- ② 関連ライセンス契約の登記・届出(著作権ライセンス契約も含む。送金を順調に行うためにも必要となる。)

<sup>89 「</sup>知識産権海関保護条例」4条、7条、12~16条等

<sup>90 「</sup>専利法」65 条

<sup>91 「</sup>刑法」213 条~219 条、「最高人民法院、最高人民検察院関於弁理侵犯知識産権刑事案件具体応用法律若干問題的解 釈(一)」、「同解釈(二)」

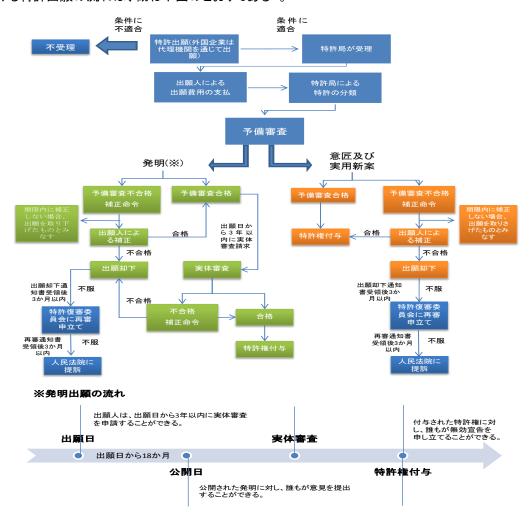
<sup>92 「</sup>商標法」56 条

<sup>93 「</sup>著作権法」49条

- ③ 技術ライセンス契約における提供技術が「禁止類」、「制限類」、「自由類」のいずれの分類に属するかの確認(禁止類の場合、クロスボーダーの技術移転対象とすることができない。許可類の場合には、関連当局においてクロスボーダーの技術移転対象とすることについて許可を取得したうえ、技術輸出入契約登記を行う。自由類の場合には、技術輸出入契約登記のみを行う。)
- ④ 技術ライセンス契約における保証条項(「技術進出口管理条例」により、技術提供者は提供技術の保持者であるか、又は適法なライセンス、譲渡の権利を有することを保証しなければならない。また、提供技術の完全性、無瑕疵性、有効性、約定した技術目標の達成可能性について保証しなければならないとされている。)
- ⑤ 秘密保持義務規定が契約目的に照らして適切に約定されているか。
- ⑥ 技術改良、取引ルートの制限等の条項は中国の関連法令に適合するか。
- ⑦ 契約終了時の処理が適切に約定されているか(例:契約終了時ライセンシーが保持する技術関連書類、 完成品、半製品、包装材等(商標を付したものを含む。)の処分方法の確認)。

# 7.5 中国での専利出願の流れについて教えて下さい。

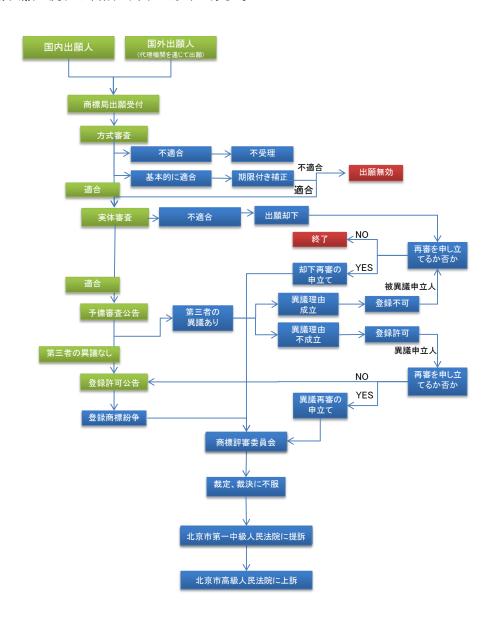
中国における特許出願の流れは、概ね下図のとおりである94。



\_

中国知識産権局 HP より(2013 年 2 月 27 日現在) <a href="http://www.sipo.gov.cn/zlsqzn/sqq/">http://www.sipo.gov.cn/zlsqzn/sqq/</a>

中国における商標出願の流れは、概ね下図のとおりである95。



7.7 知的財産のライセンスに関して、公正取引委員会その他の競争当局のような公的機関による規制又はガイドラインは存在しますか。

中国において、知的財産権濫用による独占禁止に関する規則又はガイドラインは未だ公布されていない。ただし、

-

<sup>&</sup>lt;sup>95</sup> 中国商標局 HP より(2013 年 2 月 27 日現在) <a href="http://www.ctmo.gov.cn/sbsq/sqzn/201006/t20100623\_91153.html">http://www.ctmo.gov.cn/sbsq/sqzn/201006/t20100623\_91153.html</a>

関連の法律、司法解釈においては、下記のような規定が設けられている。

#### (1) 「反壟断法」55条

事業者が知的財産権に関する法律及び行政法規の規定に従って知的財産権を行使する行為には、本法を 適用しない。ただし、事業者が知的財産権を濫用して競争を排除又は制限する行為には、本法を適用する。

# (2) 「専利法」48 条 2 号

特許権者による特許権の行使行為が法に基づき独占行為であると認定され、当該行為によってもたらされる競争上の不利な影響を解消するか、又は減少させる場合、国務院専利行政部門は実施条件を具備した部門又は個人の請求により、発明特許又は実用新案特許の実施を強制許諾することができる。

#### (3) 「専利実施強制許可弁法」

① 5条2項

特許権者の特許権行使行為が独占行為であると法により認定された場合、当該行為が競争に与えた不利な影響を除去又は減少させるため、実施条件を具備する組織又は個人は、「専利法」48 条2 号の規定に基づき、強制許諾の付与を請求することができる。

# 2 11条2項

「専利法」48 条 2 号の規定に基づき強制許諾の付与を請求する場合、請求者は、特許権者の特許権行使行為について司法機関又は独占禁止法執行機関が法により独占行為であると認定し、既に効力が生じている判決又は決定を提出しなければならない。

## (4) 「合同法」329 条

違法に技術を独占し、技術の進歩を妨げ又は第三者の技術成果を侵害する技術契約は、無効とする。

(5) 「最高人民法院関於審理技術合同糾紛案件適用法律若干問題的解釈」10条

下記の事由は、「合同法」329条にいう「違法に技術を独占し、技術の進歩を妨げ」に該当する。

- ① 一方当事者が契約の対象技術を基礎にして新たな研究開発を行うことを制限し、若しくは改良した技術を使用することを制限する場合、又は双方の改良技術の交換条件が平等ではない場合。これには、一方当事者に対し、その者が自ら改良した技術を相手方に無償で提供し、互恵的な条件によらずに相手方に譲渡し、又は当該改良技術の知的財産権を無償で独占若しくは共有させるよう要求することが含まれる。
- ② 一方当事者が技術の提供者と類似する技術又はそれと競争関係にある技術をその他の出所から取得することを制限する場合
- ③ 一方当事者が契約の対象技術を市場の需要に基づき合理的な方法により充分に実施することを阻害する場合。これには、技術の受領者が契約の対象技術を実施して生産する製品又は提供するサービスの数量、種類、価格、販売ルート及び輸出市場を著しく不合理に制限することが含まれる。
- ④ 技術の受領者に対し、技術の実施に必要不可欠でない附帯条件を受け入れるよう要求する場合。こ

れには、不必要な技術、原材料、製品、設備及びサービスの購入並びに不必要な人員の受入等が 含まれる。

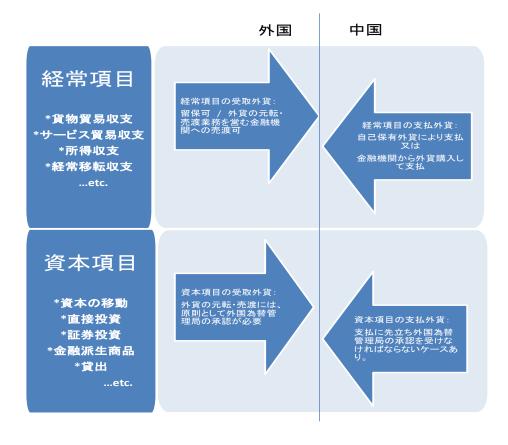
- ⑤ 技術の受領者の原材料、部品、製品又は設備等の購入ルート又は出所を不合理に制限する場合
- ⑥ 技術の受領者が契約の対象技術の知的財産権の有効性に異議を提出することを禁止し、又は異議 の提出に条件を付ける場合

# 8. 為替管理

# 8.1 外貨の流入又は流出に関する規制はありますか。

中国では、外貨の中国国外からの流入又は国外への流出に対し従来から比較的厳しい規制が設けられている。近時は外貨の流入・流出に係る規制は緩和傾向にあり、2008年改正の「外滙管理条例」においてもかかる緩和傾向が確認されてはいるが、一方で、外国為替管理局による外貨の流入・流出に対する監督機能も強化されている。

中国においても、国際収支は、経常項目と資本項目に分類され、それぞれに対し異なる外貨管理が実施されている。

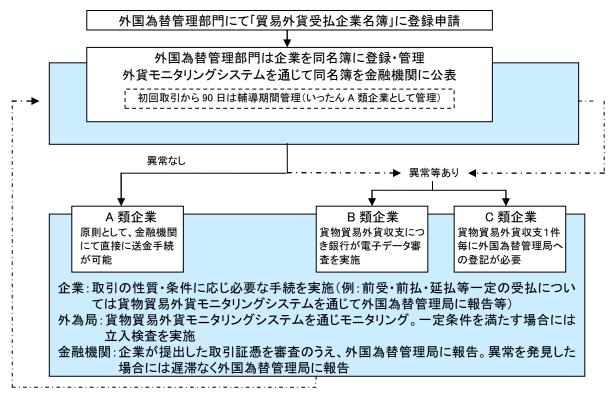


# 8.2 貨物貿易取引における外貨支払・受取についてはどのような制度が行われていますか。

中国では、2012 年 8 月から、「貨物貿易外貨モニタリングシステム<sup>96</sup>」を利用して貨物の流れと資金の流れが一致しているかを定期的に総量確認する制度を開始している。これは、貨物流と資金流を1件ごとに照合していた従来の制度を改めて総量確認方式に変更したもので、同時に、企業の貨物輸出入に係る法規適合性と貨物・資金の各流れの一致性の高さに基づき企業を A、B、C に三分類し、法規適合性等の高い A 類企業には手続上の利便性を、低い C 類企業には厳格な手続規制を課す方法を採用している。

なお、中国内資企業であるか、外商投資企業であるかを問わず、中国企業側が貨物貿易取引を行う場合、事前に 貿易外貨受払企業名簿<sup>57</sup>への登録が必要となる(当該名簿に登録されていない企業については、金融機関は貨物貿 易取引における外貨受払業務を行わない。)。

貨物貿易における外貨の支払・受取の場面においては、輸出外貨受取については従前行われていた1件毎の輸出 受取外貨の審査照合手続が廃止される等手続の簡易化が大きく進んでいるが、輸入外貨支払については、A、B、C いずれに分類されるかにより、貨物貿易外貨の受払に際して行われる審査の厳格度が異なる。また、30 日以上の前 受、前払や 90 日以上の延受、延払等一定の取引については、貨物貿易外貨モニタリングシステムを通じた外国為替 管理局への報告等が必要となる。



異常の有無等に応じ、外国為替管理局が A~C いずれに帰属させるかを調整

<sup>96</sup> 中国語では「貨物貿易外滙監測系統」という。

<sup>97</sup> 中国語では「貿易外滙収支企業名録」という。

# 8.3 中国において、サービス貿易取引に基づく中国国外送金に必要な手続はありますか。

#### 8.3.1 サービス貿易項目において外国為替管理局の審査が不要な項目

サービス貿易取引の項目として、中国側の支払人が(外国為替管理局での審査を経ずに)銀行の審査のみで送金をすることができるものは、主に次のとおりである%。

- ① 無形資産に係る外貨の売渡・支払(特許、商標、ノウハウ、ソフトウエア等の譲渡、ライセンス費用支払、 技術サービス料の支払等)
- ② 国際海運費の支払
- ③ 国際通信業務費の支払
- ④ 遠洋漁業関連費用の支払(入漁費、燃料費、運送費、漁船の海外保険料、外国籍船員給与等)
- ⑤ 国外請負契約に基づく支払(立替払金を含む。)、労務派遣契約に基づく受払
- ⑥ 外国籍職員の人民元給与等の外貨への交換
- ⑦ 外商投資企業の利潤、配当等の対外送金
- ⑧ 外国企業の中国駐在員事務所の設備等の売却収入の外貨への交換
- ⑨ 国際線航空券の代理販売に係る外貨購入・外貨交換
- ⑩ 文化・体育項目における支払
- (11) コンピュータ及び情報サービス料(ドメイン登録料、情報サービス料)の支払
- ⑩ 輸入における情報サービス料(注:輸入貨物代金に含まれている場合には、貨物貿易支払として処理)
- ③ 国際賠償(国際貿易における賠償支払を除く。)
- (4) 技術サービス以外のコンサルティングサービス料の支払
- ⑤ 中国国外に設立した駐在員事務所の経費送金
- (16) 国外での広告、展覧会に関する費用送金
- ① その他(国外での品質認証費用等)

ただし、サービス貿易における中国から中国国外への支払が1回につき 3 万米ドルを超える場合には、コミッション支払等の一部の項目を除いて、送金手続にあたり、税務局発行の税務証明を提出しなければならない<sup>99</sup>。

## 8.3.2 その他のサービス貿易項目

その他のサービス貿易取引における中国から中国国外への支払については、金額により外国為替管理局における審査の要否が異なる。具体的には、送金額が 10 万米ドル以下の場合は(外国為替管理局での審査を経ずに)銀行の審査のみで送金が可能であるが、10 万米ドルを超える場合は外国為替管理局での審査を経た後に送金が可能となる(国際海運費用の支払等一部の例外を除く。)<sup>100</sup>。

<sup>&</sup>lt;sup>98</sup> 「非貿易售付滙及境内居民個人外滙収支管理操作規程」(試行)参照。なお、中国国内個人の外貨支払、中国公務員の 出張用外貨購入等一部の項目については記載を割愛した。

<sup>99 「</sup>国家外滙管理局国家税務総局関於服務貿易等項目対外支付提交税務証明有関問題的通知」参照

<sup>100 「</sup>国家外滙管理局関於調整経常項目外滙管理政策的通知」参照

また、前記 8.3.1 と同様、サービス貿易における中国から中国国外への支払が1回につき 3 万米ドルを超える場合には、コミッション支払等の一部の項目を除いて、送金手続にあたり、税務局発行の税務証明を提出しなければならない<sup>101</sup>。

8.4 外商投資企業への外貨での資本金払込先となる口座に制限はありますか。また、口座開設、使用、取消の流れはどのようなものですか。

#### 8.4.1 外貨による資本金払込先口座とその制限

#### (1) 外貨資本金の払込先口座

外商投資企業に対し外国投資家が外貨で資本金を払い込む場合には、当該外商投資企業の外貨資本金 口座に払い込みをしなければならない(なお、現在では、外国投資家は、外貨のみではなく人民元でも中国 に直接投資することが可能となっている。この点については8.6参照)。

従来は、外貨資本金口座の解説には外国為替管理局の承認が必要とされていたが、2012 年 12 月 17 日から実施されている新制度<sup>102</sup>により、外国為替管理局の外貨登記情報に基づき、銀行で直接に口座開設ができるようになっている。また、外商投資企業の登録地以外での開設や複数口座の開設も可能となっている。

#### (2) 外貨資本金口座の受領可能範囲

外商投資企業の外貨資本金口座の受領可能範囲は、外商投資企業の登録資本金額を上限とする、外国 投資家が払い込んだ外貨資本金及び関連法令上資本金口座への振替が可能な資金である。

#### (3) 外貨資本金口座の払出開始条件及び払出可能範囲

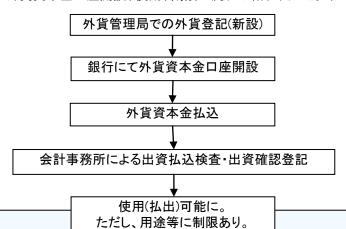
外貨資本金口座内の資金は、会計事務所による出資払込検査を経て初めて払出が可能となる。また、外 貨資本金口座の払出可能範囲は当該外商投資企業の経営範囲内の活動に必要な払出であることが原則で ある。外貨資本金を当該外商投資企業の経営範囲外に使用したり、企業間貸付、委託貸付資金、人民元借 入返済資金に使用すること等は、制限されている(このような場合、外貨資本金の人民元への転換をすること ができない。)。

<sup>101 「</sup>国家外滙管理局国家税務総局関於服務貿易等項目対外支付提交税務証明有関問題的通知」参照

<sup>102 「</sup>国家外滙管理局関於進一歩改進和調整直接投資外滙管理政策的通知」参照

#### 8.4.2 外貨資本金払込先口座の開設、使用、閉鎖

外商投資企業の外貨資本金口座開設、使用、閉鎖の流れは概ね次のとおりである。



- 1、当該外商投資企業の経営範囲内で使用しなければならない。
- 2、次の場合には、外貨資本金を人民元に転換することができない。
  - ・転換により取得した人民元を中国国内持分投資に使用する場合
  - ・転換により取得した人民元を委託貸付資金として使用する場合
  - ・転換により取得した人民元を企業間貸付弁済、第三者に転貸した銀行貸付金の弁済に使用する場合
  - ・転換により取得した人民元を未だ使用が完了していない銀行借入の弁済に使用する場合
  - ・転換により取得した人民元を非自己使用不動産の購入に使用する場合(不動産類外商投資企業を除く。)
  - ・転換により取得した人民元を各種資本金の支払に使用する場合(一部例外あり。)
- 3、外商投資企業の手元資金のための人民元転換は、1回あたり5万米ドル相当以下、1か月あたり10万米ドル以下
- 4、外貨資本金の人民元転換にあたっては、銀行に対し、①人民元資金の支払指図書、②転換により取得する人民元の用途証明資料(契約書、請求書等)、③前回の外貨資本金の人民元転換により得た資金が支払指図書どおりに支払われたことの関連証憑、企業の社印・財務印等のある発票コピー等を要提出

閉鎖(清算、外商投資企業から内資企業への転換 時、名義人たる外商投資企業からの申請時等)

# 8.5 外商投資企業による中国国外からの外貨借入には制限がありますか。

中国企業による中国国外の金融機関、企業等からの外貨による借入は、「外債」と呼ばれ、外国為替管理上一定の制限を受ける。外商投資企業については、外国資本を含まない内資企業と比べ外債借入の手続は簡易であるが(前記 5.3 参照)、次のような制限は存在する。

#### (1) 借入限度枠

外債の借入額が、借入を行う外商投資企業の投資総額と登録資本の差額の範囲内にあること。 例えば、外債により借入を行おうとする場合、その金額が次の計算式により得られる金額の範囲内にある ことが必要である。

## 外債借入金額≦[(投資総額-登録資本金額)-(次の①~④の合計額)]

- ① 借入人たる外商投資企業の外貨建外債の中長期外債累計発生額
- ② 借入人たる外商投資企業の外貨建外債の短期外債残額
- ③ 借入人たる外商投資企業の人民元建外債の累計発生額
- ④ (借入人たる外商投資企業が中国国内金融機関から借入をし、これについて中国国外の機関・自然人が担保・保証の提供を した場合)中国国外の機関・自然人(担保・保証提供者)による担保・保証実行額

#### (2) 資本金払込情況

外国投資家による出資が期限どおりに払い込まれていること

#### (3) 外債登記、外債専用口座の開設

外商投資企業が外貨により外債を借り入れる場合には、外債借入契約締結後 15 日内に、借入人たる外商 投資企業が外国為替管理局において外債登記を行うこと(外債登記は外債借入契約の効力発生とされてい る<sup>103</sup>。外債登記後に、専ら外債の受払のために使用する外債専用口座を開設し、当該口座を通じて外債の 受払を行う。)

#### (4) 外債による調達資金の用途制限

外債により調達した資金については、使途に一定の制限が設けられている。例えば、外債による調達資金をもって中国国内の人民元借入の返済に用いることはできない。また、短期外債をもって固定資産投資等の中長期投資に用いることも制限されている。

## 8.6 人民元によりクロスボーダー決済をすることはできますか。

2009 年 4 月の国務院常務会議において上海・広東省等におけるクロスボーダー人民元決済のテスト試行が決定されて以降、中国政府は人民元によるクロスボーダー決済に関する制度を拡大しており、現在では、一定の条件のもと、貿易項目とも資本項目とも人民元建てで決済することが可能となっている。

#### (1) 人民元による貿易決済

貿易項目(サービス貿易を含む。)は、まだテスト段階にあるものの、中国で輸出入経営資格を有する企業は輸出入取引における元決済が可能となっている。ただし、過去二年間において密輸、税還付詐取等の違法行為のある企業は重点監督企業と認定され、決済時の銀行審査が厳格に行われること、人民元決済業務により得た人民元資金を中国国外に留保することを認めない等の制限が課されている104。

<sup>103 「</sup>外債管理暫行弁法」22 条

<sup>&</sup>lt;sup>104</sup> 「銀発[2012]23 号」、「銀発[2010]186 号」、「関於拡大跨境貿易人民幣結算地区的通知」等

## (2) 人民元による直接投資

外国投資家の人民元による直接投資は、外商投資企業の新規設立、増資、出資持分譲渡及び中国国内企業の買収等の面において利用可能であるが、一定の条件が設けられている。主な条件には、次のようなものがある<sup>105</sup>。

項目	詳細	
直接投資に使用可能な人民元	① クロスボーダー貿易の人民元決済により取得した人民元	
	② 中国国内から受け取る利益配当	
	③ 出資持分譲渡、減資、清算、投資先行回収により国外送金された人民元資金	
	④ 国外において合法的ルートで取得人民元	
投資資金の用途制限	人民元建ての投資資金を国内での「有価証券投資」、「金融派生商品」への投資に	
	直接、間接に流用することは禁止される。	
	「委託貸付」への使用も禁止される。	
人民銀行への企業情報登記	外商投資企業(新設/被買収)の営業許可証取得後 10 日内に、登録地の人民銀	
	行分支機構にて企業情報登記を行う。	
人民元直接投資資金の預入	① 外国投資家が人民元で払い込む資本金	
口座	→ 外商投資企業開設の「人民元資本金専用預入口座」	
	② 外国投資家の人民元による中国国内企業買収資金	
	→ 被買収企業の中国側出資者開設の「人民元買収専用預入口座」	
	③ 外国投資家が外商投資企業の中国側出資者に対し支払う持分譲渡代金	
	→ 中国側出資者開設の「人民元持分譲渡専用預入口座」	
	④ 外国投資家が人民元利益配当、先行回収投資、清算、減資、持分譲渡により	
	得た人民元を中国国内再投資又は増資に使用する場合	
	→「人民元再投資専用口座」	
出資検査	外国投資家が払い込んだ資本金及び持分買収の人民元資金の受取については	
	会計事務所による出資検査を実施	

## 9. M&A

## 9.1 中国における M&A 手法にはどのようなものがありますか。

中国において利用することができる主な M&A の手法には、合併(新設合併、吸収合併)、分割(存続分割、解散分割)、株式・持分の譲渡(持分買収)、資産又は事業の譲渡等がある。対象会社が上場会社の場合には株式の公開買付及び協議買付も選択肢となりうる。

なお、中国では、対象会社の性質の別(国有企業、外商投資企業、有限責任会社、株式会社…等)や業種、買収者の性質の別(外国投資家か否か等)等により適用法令の組み合わせが異なり、その結果、前記の M&A 手法を実行するにあたり要求される手続、条件等にも差が生ずることがある(例えば同じ持分譲渡という手法であっても、中国国内企業同士の持分譲渡よりも、外国企業が買収者となる場合で、対象企業が内資企業である場合は、そうでない場合と比べて考慮すべき条件、手続等が多くなる。)。

<sup>105 「</sup>商務部関於跨境人民幣直接投資有関問題的通知」、「外商直接投資人民幣結算業務管理弁法」等

9.2 外国投資家が中国内資企業(外国資本を含まない中国企業)を買収する際の主な法令、買収手法を教えてください。

#### 9.2.1 法令

外国投資家が中国の内資企業を買収する場合に適用される主な法令として、「関於外国投資者併購境内企業的規定」(以下「買収規定」という。)がある。

外国投資家が中国の内資企業を買収する場合、買収後の企業は内資企業から外商投資企業に企業性質が変化すること、内資企業の業種、性質によっては、中国の重点産業の(外国投資家による)買収になりうること、中国の国有資産の売却に該当する場合がありうることから、買収規定では、このような点に配慮した政策的・後見的な条件を定めるほか、かかる条件が現実に担保されるよう、買収規定において設定した条件の充足性を判断しうるような資料を、買収に係る当局審査の申請資料として提出すること等も要求している。

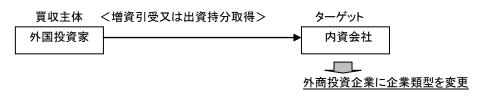
#### 9.2.2 買収手法

買収規定は、外国投資家が中国の内資企業を買収する手法として、「持分買収」と「資産買収」を定めている(「買収規定」2条)。いずれの場合も、買収当事者は、資産評価機関に依頼して持分又は資産の価値を評価したうえ、当該評価結果を買収対価決定の依拠としなければならず、明らかに評価結果を下回る価格での持分買収、資産買収は禁止されている(「買収規定」14条)。

## (1) 持分買収

買収規定においては、出資持分の買取りによる買収ケース(下記①)のほか、増資の引受け(第三者割当増資)による買収(資本参加)のケース(下記②)が規定されている。

- ① 外国投資家による内資会社(非外商投資企業)の出資持分の買取り
- ② 外国投資家による内資会社(非外商投資企業)の増資の引受け

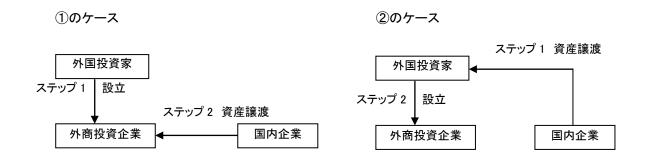


## (2) 資産買収

いわゆる事業譲渡であり、買収規定においては、予め受け皿となる外商投資企業を設立するケース(下記①)と、資産買収を先行させるケース(下記②)が規定されている。

- ① 外国投資家が外商投資企業を設立。そのうえで当該外商投資企業が国内企業(内資会社を含む。)の資産を購入し、運営
- ② 外国投資家が国内企業の資産を購入。そのうえで外国投資家が当該資産 を出資して外商投資企業を設立。当該外商投資企業が出資された当該資 産を運営

資産買収



## 9.3 前記買収手法の実施手続を教えてください。

## 9.3.1 持分買収の手続

買収規定が定める持分買収の原則的な手続は次のとおりである(「買収規定」21条、26条2項)。 ただし、後述の 9.4.3 又は 9.4.4 に関わる場合には、当該各号に記載の手続を持分買収に先立ち先行又は 並行して行う必要がある。

- (1) 外国投資家による持分買収実施に同意する旨の、買収対象となる内資会社の出資者の全員一致決議(有限 責任会社の場合)又は株主総会決議(株式会社の場合)
- (2) 審査認可機関への認可申請⇒認可取得

提出資料は、次のとおり多岐にわたる(買収規定が定める各種条件に適合するか否かに係る資料を提出し、審査を受けるため)。

- ① 前記(1)の決議
- ② 申請書(買収対象となる内資会社を外商投資企業に変更設立する旨の申請書)
- ③ 買収後に設立される外商投資企業の合弁契約、定款
- ④ 出資持分譲渡合意書又は増資引引受合意書
- ⑤ 買収対象となる内資会社の前年度の財務監査報告書
- ⑥ 公証・認証済みの外国投資家の登記証明(又は身分証明)及び資金信用証明書
- ⑦ 買収対象となる内資会社の投資先企業の状況説明
- ⑧ 買収対象となる内資会社及びその投資先企業の営業許可証(副本)
- ⑨ 買収対象となる内資会社の(買収後の)従業員配置計画
- ⑩ 買収対象となる内資会社の債権者等との債権債務処理案(もしあれば。)
- ① 買収対象となる内資会社の出資持分評価結果

- ② 買収当事者間の関連会社関係の有無に係る説明文書(買収者と被買収者が同一の実質的支配者の支配下にある場合には、当該実質的支配者の名称を開示し、買収目的及び評価結果がマーケットベースの適正価格であるかをも説明)
- ③ 買収後に設立する外商投資企業の経営範囲、規模、土地使用権の取得等において他の政府部門 の許認可取得を要する場合には、当該許認可書類
- (3) 管轄登記機関において買収対象会社の変更登記申請(前記(2)の認可取得後 30 日内)⇒変更登記
- (4) 税務機関、税関、土地管理部門、外為局等において登記手続(前記(3)の変更登記後30日内)

持分買収(持分譲受)における対価の支払タイミングについては、前記(3)の変更登記から3か月内に全額を支払うことが原則として必要となる(持分買収後の外資出資比率が25%を下回る場合を除き、認可を得て一定範囲で延長することが可能であるが、その間、利益配当は実際に支払った金額に基づく出資比率に応じた部分に限定される等の制約が設けられている。)(「買収規定」16条1項、4項)。

一方、増資による持分買収の場合には、買収により設立される外商投資企業の定款において増資払込期限を定めることができ、引き受けた増資を分割で払い込む旨を合意することも可能であるが、その場合においても、初回の増資払込は引受増加資本の20%以上でなければならない(「買収規定」16条2項)。

#### 9.3.2 資産買収の手続

買収規定が定める資産買収の原則的な手続は次のとおりである(「買収規定」13 条 4 項、23 条、26 条 1 項)。

ただし、後述する 9.4.3 又は 9.4.4 に関わる場合には、当該各号に記載の手続を資産買収に先立ち先行又は並行して行う必要がある。

- (1) 売却予定資産の資産権保持者又は(処分決定権限を有する)権力機構による、資産売却に同意する旨の決議
- (2) 資産を売却する国内企業による債権者への通知及び全国で発行される省レベル以上の新聞での公告(認可申請の少なくとも 15 日前までに実施)
- (3) 審査認可機関への認可申請⇒認可取得

提出資料は、次のとおり多岐にわたる(買収規定が定める各種条件に適合するか否かに係る資料を提出し、審査を受けるため。)。

- ① 前記(1)の決議
- ② 申請書(外商投資企業設立申請書)
- ③ 設立予定の外商投資企業の合弁契約、定款
- ④ 設立予定の外商投資企業と国内企業とが締結した資産譲渡合意書(又は外国投資家と国内企業と

が締結した資産譲渡合意書)

- ⑤ 買収対象となる国内企業の定款、営業許可証(副本)
- ⑥ 前記(2)の通知、公告の証明及び債権者が異議を申し出たか否かについての説明資料
- (7) 公証・認証済みの外国投資家の開業証明(又は身分証明)及び資金信用証明書
- ⑧ 買収対象となる国内企業の(買収後の)従業員配置計画
- ⑨ 買収対象となる国内企業の債権者等との債権債務処理案(もしあれば。)
- ① 買収対象となる資産の評価結果
- ① 買収当事者間の関連会社関係の有無に係る説明文書(買収者と被買収者が同一の実質的支配者の支配下にある場合には、当該実質的支配者の名称を開示し、買収目的及び評価結果がマーケットベースの適正価格であるかをも説明)
- ① 国内企業の資産を購入し運営することについて他の政府部門の許認可取得を要する場合には、当該許認可書類
- (4) 管轄登記機関において外商投資企業の設立登記申請(前記(3)の認可取得後 30 日内)⇒設立登記
- (5) 税務機関、税関、土地管理部門、外為局等において登記手続(前記(4)の設立登記後30日内)

資産買収における対価の支払タイミングについては、前記(3)の設立登記から 3 か月内に全額を支払うことが原則として必要とされている。外商投資企業をまず設立したうえ、当該外商投資企業に国内企業の資産を購入させる場合(9.2.2(2)の①のケース)には、資産買収相当額部分の出資は、設立登記から 3 か月内に払い込み、かつ、資産を売却した国内企業に支払うことが必要となる(「買収規定」16 条 1 項、3 項)。

9.4 外国投資家による国内企業買収について、政策的な観点から課される制限、条件等はありますか。

## 9.4.1 買収結果の中国の外資政策への適合性

買収によって『外商投資産業指導目録』等の外資政策に違反する状態が生じないようにすることが求められる(例えば、「外商投資産業指導目録」が外国投資家による独資経営を禁ずる産業については外国投資家が持分を 100%取得することとなるような買収は認められない。中国側出資者が持分支配をすべき産業については外国投資家による買収後も中国側出資者の持分支配が維持されていなければならない等)。

さらには、被買収企業のみならず、被買収企業の出資先企業の経営範囲も、外資政策に適合していなければならず、そうでない場合には、これに適合するよう調整が必要とされている(「買収規定」4条)。企業集団を形成しているような国内企業の場合、複数の子会社により多角的経営をしているケースがあるため、留意が必要となる。

## 9.4.2 国の経済的安全や内国ブランド保護の観点からの手続

次のいずれかに該当する場合、当事者は、商務部への申告が必要となる。また、当事者からの申告がなくとも、商務部が国の経済的安全に重大な影響を与える(又は与えるおそれがある)と判断する場合には、同部は、かかる影響を除去すべく、当事者に取引の終了や持分、資産の譲渡等の措置を講ずるよう要求しうるとされている(「買収規定」12条)。

- ① 買収により外国投資家が実質的支配を取得する場合で、重点的業種又は国の経済的安全に影響を及ぼすか、又はそのおそれがある要素が存在する場合
- ② 著名商標又は『中華老字号106』を有する国内企業の実際支配権の移転をもたらす場合

#### 9.4.3 国有資産の買収に該当する場合

外国投資家による買収が企業国有資産権の譲渡や上場会社の国有持分管理に関わる場合には、国有資産管理に関する法令にも従わなければならない。特に、外国投資家による買収が国有資産投資により形成された持分の変更や国有資産権の移転をもたらす場合には、買収価格について国有資産管理の規定に従わなければならない。

例えば、中国の国有企業を被買収企業とする持分買収等においては、国有資産管理の規定に従い、譲渡について国有資産権の譲渡承認権限を有する上級企業又は国有資産監督管理委員会の承認を得たうえ、 資産資格を有する資産評価機関による資産評価をし、かつ、評価結果について審査承認又は届出をしたうえ、 え、資産権取引所における公開取引等が持分買収手続に先立って必要となる。

## 9.4.4 国家安全審査の対象となる場合

外国投資家による国内企業買収が次のケースに該当する場合、中国の国家安全審査制度の適用対象と なり、外国投資家は、買収に先立ち商務部に申請して国家安全審査を受けなければならない。

		「中国国内の軍需産業及び軍需産業関連企業」、
1	国防関連企業の買	「重点的・センシティブな軍事施設周辺企業」、
	収	「国防安全にかかわるその他の企業」を買収する場合
		⇒外国投資家が実質的支配権を取得するか否かに拘らず安全審査対象
(2)	重要産業に関わる	「国家の安全に関わる重要な農産品、重要なエネルギー及び資源、重要なインフラ
2	里安性未に関わる	ストラクチャー、重要な運輸サービス、重要な技術、重大な装備の製造等の企業」
		を買収する場合
	合	⇒外国投資家が実質的支配権を取得する可能性がある場合に安全審査対象

<sup>106</sup> 長い歴史があり、世代を超えて承継される製品、技術、サービスであって、鮮明な中華民族伝統文化の背景及び深い文化的基礎を有しており、社会においても広く認められ、良好な信頼を形成しているブランド。商務部により認定される。

# 9.5 外国投資家は自己が保有する中国国外の会社の株式をもって、国内企業買収の対価を支払うことができますか。

買収規定では、外国投資家が国内企業を持分買収により買収する場合に、一定の条件下において、中国国外の会社の株式<sup>107</sup>もって、国内企業の持分買収対価の支払手段とする余地を認めている(「買収規定」四章)。

ただし、かかる支払手段を採用するための条件はやや厳格である。具体的には、次のような条件が設けられている。

	・適法に設立されていること
株式をもって支払手段と	・その登録地に完全な会社法制度があること
することができる国外会	・会社及びその管理層が直近3年間その監督管理機構の処罰を受けていないこと
社の条件	<ul> <li>・上場会社<sup>108</sup>であること</li> </ul>
	・その上場地は完全な証券取引制度を有していること
	・株主が適法に保有し、かつ、法により譲渡可能であること
古り 手のしかける フロタ	・所有権についての争いがなく、かつ、質権等の権利制限が付されていないこと
支払手段となりうる国外 会社の株式の条件	・国外の公開かつ適法な証券取引市場(店頭取引市場を除く。)において上場取引さ
	れていること <sup>109</sup>
	・直近1年の取引価格が安定していること110
	・中国において登録した仲介機構を招請のうえ買収顧問を担当させること ・手続フロー <sup>111</sup>
	0)外国投資家が商務部に認可申請・仮認可を受ける。
	(b)仮認可から 30 日内に、国内企業は登記機関、外貨管理部門にて変更登記申
	請→仮営業許可証、仮外貨登記証の発行を受ける。
手続	(c)仮営業許可証発行から 6 か月内に、国内企業及びその出資者は国外投資に
	よる企業設立・運営について商務部、外為局等にて承認手続を経る。
	(d)前記(c)において商務部から中国企業国外投資批准証書及び(仮認可でない
	正式な)外商投資企業認可証書を取得した後 30 日内に、国内企業は正式な
	営業許可証、外貨登記証の発行手続を行う。
	古木町町皿、バ貝豆心皿の元刊す例で刊り。 

## 9.6 外国投資家が、外商投資企業の持分を譲り受ける場合はどうなりますか

特別な業法による規制・許認可対象となるような場合を除き、通常は、外商投資企業の持分を外国投資家が譲り受ける場合も、持分譲渡について商務部門の認可を受けること、対象会社たる外商投資企業において変更登記手続きを経ること等が必要となる。

また、かかる持分譲渡の結果が「外商投資産業目録」等の外資規制に抵触する結果となってはならないことや、当該持分の性質が国有資産に該当する場合や対象企業が軍需関連企業の持分に該当する場合等には、前記 9.4 に述べたところと同様の規制がかかることとなる。

<sup>&</sup>lt;sup>107</sup> 具体的には①外国投資家の株主が有する当該外国投資家の株式又は②外国投資家自身が新たに発行する株式

中国内資会社又は中国の自然人が、自己が実際に有する内資会社の権益を海外上場するために直接的又は間接的に コントロールしている中国国外会社(特殊目的会社)である場合を除く。なお、このような特殊目的会社の株式をもって支払 手段とする場合には、中国企業又は自然人の対外投資のプロセスも経る必要があるため手続が更に複雑となる。

<sup>109</sup> 特殊目的会社の株式については適用されない。

<sup>&</sup>lt;sup>110</sup> 特殊目的会社の株式については適用されない。

特殊目的会社の株式を支払手段とする場合には、これに先立ち、買収規定四章第三節に定める一連の手続も先行して 行う必要がある。

もっとも、外商投資企業については既に外国資本が参入済みの企業であるため、前記 9.2.2 に述べるような内資会 社の持分買収の場合よりも審査事項・審査対象資料等は若干少なく、例えば、対象会社の従業員配置計画、債権者 等との債権債務処理案、買収当事者間の関連会社関係の有無に係る説明文書の提出は必要ないのが通常である。

## 9.7 外商投資企業においても合併、分割は可能ですか。

中国の「公司法」は、合併(吸収合併、新設合併)及び分割分割(存続分割、解散分割)を認めており、また、外商投資企業の合併、分割の手続を定める法令も存在する等、外商投資企業においても合併、分割を行うことは可能である。

ただし、合併、分割いずれについても審査認可機関の認可を要すること、分割については日本法にいう吸収分割の制度はなく、既存の会社に分割対象事業の承継をさせることができないこと、分割の場合、債権者との別段の合意がない限り分割前の会社の債務について分割後の会社が連帯責任を負う等、日本法と異なる部分がある。

また、地区を跨る会社間の合併については、消滅会社の税務登記抹消手続に時間を要するケースや、消滅会社の欠損金の吸収会社への引継ぎ、優遇税制の承継等も当然に認められるとは限らないことにも留意を要する。

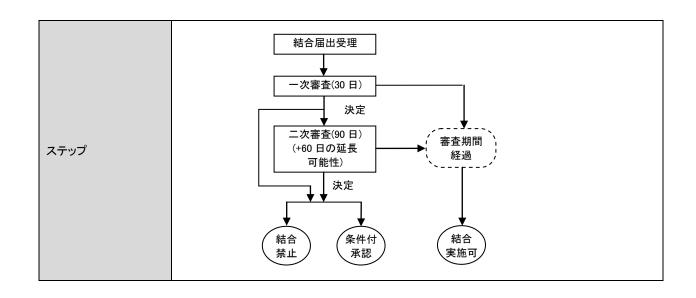
## 9.8 買収より生ずる可能性のある反競争的な結果を制限するための規制は存在しますか。

存在する。中国の「反壟断法」は、以下の「事業者結合」の事由に該当し、かつ、「申告基準」を満たす取引については、その実施前に、商務部に対し事業者集中の届出を行うことを要求している<sup>112</sup>。

	① 古安老の人供
	① 事業者の合併
事業者結合事由	② 持分・資産を取得する方法により、他の事業者に対する支配権を取得すること
尹未日和口尹田	③ 契約等の方法により他の事業者に対する支配権を取得し、又は決定的影響を及ぼし得る
	ようになること(注:合弁企業の新設は③に該当しうる。)
	① 事業者結合に参加する全当事者の直近会計年度の全世界売上高の合計が 100 億元超、
	かつ、そのうち少なくとも2当事者の中国国内売上高がそれぞれ4億元を超える場合
	又は
	へは   ② 事業者結合に参加する全当事者の直近会計年度の中国国内売上高の合計が 20 億元
	超、かつ、そのうち少なくとも2当事者の中国国内売上高がそれぞれ4億元を超える場合
申告基準	
	※ 事業者単体ではなく、グループ企業全体での売上げを計算
	※ 一つ又は複数の事業者の一部買収が行われる場合には、その被買収者については、結合
	に係る部分の売上高のみ計算
	│ ※「中国国内売上高」は、事業者の提供する商品・役務の買手の所在地が中国国内(香港・マー
	カオを除く。)にあるものを計算
	① 合併の場合:各事業者
申告者	② その他の事業者結合の場合:支配権を取得し、又は決定的影響を及ぼし得るようになる
	事業者

-

<sup>「</sup>反壟断法」20条、21条、「関於経営者集中申報標準的規定」3条、「経営者集中申報弁法」4条~7条等



## 10. 租税

## 10.1 現在中国で適用されている主な税目を教えて下さい。

現在中国で適用されている主な税目及びその概要は、下表のとおりである。

分類	税目	概要
	企業所得税	企業が事業活動により取得する所得を課税対象とする。
) 所得税類	個人所得税	個人が取得する所得を課税対象とする。現行の個人所得税法においては、課税所
別1守优短		得区分ごとの分離課税方式を採用し、給与所得については超過累進課税方式をとっ
		ている113。
	営業税	役務(交通運輸業、建設業、金融保険業、郵便・通信業、文化スポーツ業、娯楽業及
		びサービス業)の提供、無形資産の譲渡及び不動産の販売を課税対象とする114。
	増値税	物品の流通又は加工・修理・組立等の役務の提供により取得する付加価値を課税
		対象とする。増値税の一般納税者は、流通段階の販売取引において販売先から受
		け取った売上増値税額から、仕入時に仕入先に支払った仕入増値税額を控除して
		納付税額を計算する115。
流通税類		2012 年より、貨物及びサービス税制における重複課税の問題を解決し、現代サービ
加理优块		ス業の発展を促進するため、上海、北京、天津等の地域における交通運輸業及び一
		部現代サービス業について、営業税の代わりに増値税を課税し、当該業種の増値税
		税率については、課税サービス内容に応じて 17%、13%、11%、6%とする等の試みが試
		験地域を拡大しつつ行われている。
	消費税	特定の奢侈品・嗜好品(タバコ、酒及びアルコール、化粧品、高級腕時計、自動車タ
		イヤ等)等の特定の物品の生産、委託加工及び輸入を課税対象とする116。
	関税	税関の管轄下にあり、輸出入貨物、物品等を課税対象とする。

<sup>113 「</sup>個人所得税法」3条

<sup>114 「</sup>営業税暫行条例」営業税税目税率表

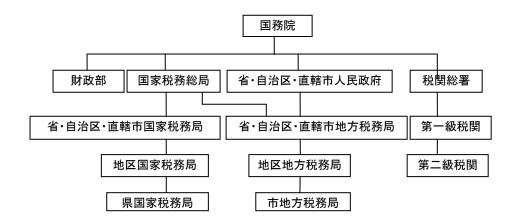
<sup>115 「</sup>増値税暫行条例」4条

<sup>116 「</sup>消費税暫行条例」1 条及び消費税税目税率表

資源税	中国国内で行われる鉱産物の採掘及び塩の生産を課税対象とする117。	
城鎮土地使用稅	特定地域にある土地の使用に対して課税される118。	
不動産税	特定地域にある建物の所有に対して課税される。	
契税	土地及び建物の売買、贈与、交換等の権利移転行為を課税対象とし、当該行為に	
	よって権利を取得する者が納税義務者となる119。	
印紙税	中国国内において課税文書(購入販売·加工請負·貨物運輸·技術契約等契約、所有	
	権移転証書、営業帳薄、権利・許可証書等)を作成又は受領する組織及び個人が納	
	税義務者となる120。	
車船税	中国国内で所有又は管理する車両、船舶を課税対象とする121。	
土地増値税	国有土地使用権、建築物及びその付属物の譲渡により取得する利益に対して課税	
	される <sup>122</sup> 。	
±n ± ⋅// +± z+ ∈n.4∺	都市の維持建設資金に充当することを目的とし、営業税、増値税、消費税の納付税	
10川框付建設优	額を課税基準とする。	
車両購入税	車両(自動車、モーターバイク、電車等)の取得(購入、輸入、受贈等)に対して課税さ	
	れる <sup>123</sup> 。	
煙草葉税	中国国内で煙草の葉を買い付ける企業に課税される124。	
耕地占用税	農作物を栽培する土地において、建物を建築し、又はその他の非農業建設に従事す	
	る場合に、その占用面積を課税基準として課税される125。	
	城鎮土地使用税 不動産税 契税 印紙税 車船税 土地増値税 都市維持建設税 車両購入税 煙草葉税	

## 10.2 中国の税務機関について教えて下さい。

中国の税務機関の体系は、大きく分けて国家税務局システム、地方税務局システム及び関税システムの 3 つのシステムから構成されている<sup>126</sup>。



<sup>117 「</sup>資源税暫行条例」1条

<sup>118 「</sup>城鎮土地使用税暫行条例」2条

<sup>119 「</sup>契税暫行条例」

<sup>120 「</sup>印花税暫行条例」1 条及び印紙税税目税率表

<sup>121 「</sup>車船税法」1条

<sup>122 「</sup>土地増値税暫行条例」2条

<sup>123 「</sup>車輌購置税暫行条例」1-3条

<sup>124 「</sup>煙葉税暫行条例」1条

<sup>125 「</sup>耕地占用税暫行条例」2-3条

国家税務局 HP: http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137489/n8138239/index.html

## 10.3 企業所得税法では、居住者企業と非居住者企業はどのように区別されますか。

中国の企業所得税法は、企業を居住者企業と非居住者企業区別基準について、日本の本店所在地基準とは異なり、設立登記地基準と管理支配地基準とを併用している。具体的には、居住者企業には、①法により中国国内で設立された企業のほか、②外国(地域)の法律に従い設立されたが、実際の管理機構は中国国内にある企業も居住者企業に含まれる。

一方、非居住者企業とは、①外国(地域)の法律に従い設立され、かつ、実際の管理機構は中国国内にないが、中国国内に機構又は拠点を設置している企業、及び②外国(地域)の法律に従い設立され、かつ、実際の管理機構が中国国内になく、中国国内に機構又は拠点も設置していないが、中国国内源泉所得を有する企業をいう。

## 10.4 企業所得税が課税される範囲と金額は、どのように決定されていますか。

## 10.4.1 課税所得の範囲

居住者企業と非居住者企業とで、課税対象となる所得は下表のとおり異なる。

納税義務者		課税所得の範囲
A. 居住者企業		中国国内源泉所得及び中国国外源泉所得
B. 非居住 者企業	B-1. 中国国内に機構又は拠点を設置している場合	設置した機構又は拠点における中国国内源泉所得、及び中国国外で生じたが、その設置した機構又は拠点と実質的関係がある所得
	B-2. 中国国内に機構又は拠点を設置しているが、取得した所得がその設置した機構又は拠点と実質的関係を有しない場合	中国国内源泉所得
	B-3. 中国国内に機構又は拠点を設置していない場合	

#### 10.4.2 課税所得金額の計算

課税所得金額は、次のとおり計算される。

課税所得金額=納税年度ごとの収入総額ー非課税収入ー免税収入ー各種控除項目ー補填可能な過年度の欠損

## (1) 収入総額

- 物品販売収入
- · 労務提供収入
- 財産譲渡収入
- 配当等の権益性投資収益
- 利息収入

- 賃料収入
- · 特許権使用料収入<sup>127</sup>
- 受贈収入
- その他の収入

#### (2) 非課税収入

- 財政補助金
- ・ 法により徴収し、財政管理に組み入れられる行政事業性費用、政府性基金
- 国務院が定めるその他の非課税収入

## (3) 免税収入128

- 国債利益収入
- 居住者企業が直接投資により他の居住者企業から取得した配当等の権益性投資収益
- ・ 中国国内に機構又は拠点を設置した非居住者企業が居住者企業から取得した当該機構又は拠点 と実質的関係のある配当等の権益性投資収益
- 条件に適合する非営利組織の収入

## (4) 控除項目129

- ・ 支出(原価、費用、税金、損失及びその他の支出)
- 寄付金
- 固定資産減価償却費
- 無形資産償却費
- 長期前払費用
- 棚卸資産原価
- 譲渡資産純価値

## 10.5 企業所得税の税率について教えて下さい。

納税義務者	企業所得税税率	
居住者企業	基本税率=25% (一定の条件を満たす企業(ハイテク企業等)には優遇税率を適用する。)	
	(一定の米件を満た9 正条(ハイナク正条寺)には愛廼杭率を適用9 る。)   基本税率=20%	
非居住者企業	本本代年-20%   (上記 10.4.1 の表のうち、B-2、B-3 に該当する場合は 10%)	

上記 10.4.1 の B-2、B-3 に該当する非居住者企業が納付すべき所得税については源泉徴収を実施し、支払者を源泉徴収義務者とする。税金は、源泉徴収義務者が毎回の支払時又は支払期日到来時に、支払金額又は要支払金額

<sup>127</sup> 特許権のほか、ノウハウ、商標権、著作権等の使用権を提供して取得した収入を含む(「企業所得税法実施条例」20条)。

<sup>128 「</sup>企業所得税法」26条、「企業所得税法実施条例」83条

<sup>129 「</sup>企業所得税法」8~9条、11~13条、15~16条

から控除し納付する130。

## 10.6 配当には課税されますか。

配当所得(免税収入に該当する配当所得を除く。)のうち、①非居住者企業が中国子会社から受け取る配当については、上記 10.5 に記載の税率により企業所得税が課され、源泉徴収方式により企業所得税が徴収される(なお、日本の場合は、2009 年度の税制改正により、25%以上を出資する外国子会社から受け取る配当について、配当の 95%相当額を益金の額に算入しない一方その配当に対して課される外国の源泉税は「直接外国税額控除」の対象にもしないこととなっている。)。一方、②中国の居住者企業がその直接又は間接に支配する外国企業から受け取る配当については、外国企業が国外で実際に納付した所得税額のうち、当該所得項目に該当する部分は、当該居住者企業の控除可能な国外所得税額として、控除限度額内において控除することができる<sup>131</sup>。

## 10.7 中国では、キャピタルゲインが課税の対象となりますか。

企業が次に該当する財産の譲渡により取得した所得に対しては、企業所得税が課される132。

- 固定資産
- 生物資産
- 無形資産
- 持分
- 債権

## 11. 紛争解決

## 11.1 中国において利用可能な紛争処理手続にはどのようなものがありますか。

中国において利用可能な民事紛争(財産関係及び身分関係から生ずる紛争<sup>133</sup>)の解決方法は、主に民事訴訟、仲裁及び調停の3つがある。

131 「企業所得税法」24 条

<sup>130 「</sup>企業所得税法」37条

<sup>132 「</sup>企業所得税法」6条、「企業所得税法実施条例」16条

<sup>133 「</sup>民事訴訟法」3条

## 11.2 中国における民事訴訟手続の概要を教えて下さい。

中国の民事訴訟は二審終審制を実行している。第一審の普通手続、簡易手続及び第二審の訴訟手続の概要は、 次のとおりである。

#### 11.2.1 第一審の普通手続134

## (1) 訴訟の提起

#### ①訴訟提起の条件

- 原告は、事件と直接に利害関係を有する公民、法人及びその他の組織であること
- ・明確な被告がいること
- 具体的な訴訟上の請求、事実、理由があること
- 人民法院が民事訴訟を受理する範囲及び受訴人民法院の管轄に属すること

## ②訴訟提起の方法

- 人民法院に訴状を提出し、かつ、被告の人数に応じて副本を提出する。
- ・ 訴状の作成が困難な場合には、口頭で訴訟を提起することができる。人民法院はこれのを記録を作成した上で、相手方当事者に告知する。

### ③訴訟提起の受理

- ・ 提訴条件に合致する場合、人民法院は7日以内に立件し、かつ当事者に通知する。
- ・ 提訴条件に合致しない場合は、7 日以内に受理しない旨の裁定書を作成する。この裁定に不服のある場合、原告は上訴を提起することができる。

## (2) 訴状・答弁書の送付



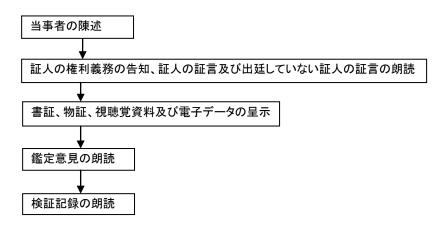
(※)被告が中国国内に住所を有しない場合は30日以内135

<sup>「</sup>民事訴訟法」119、120、123、125、138、141、148条

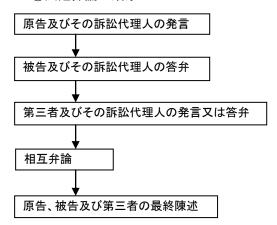
<sup>135 「</sup>民事訴訟法1268 条

#### (3) 審理

## ①法廷調査の順序



## ②法廷弁論の順序



### ③判決の言渡し

- 法廷において直ちに判決を言い渡した場合は、10日以内に判決書を送付する。
- 期日を定めて判決を言い渡した場合は、判決の言渡し後、直ちに判決書を交付する。

## 11.2.2 簡易手続136

事実及び権利義務関係が明確であり、争いの大きくない簡単な民事事件は、基層人民法院又はその出先 の法廷における簡易手続により審理することができる。簡易手続においては、口頭での訴訟提起が可能であ り、1 名の裁判官により審理が行われる。上記の簡単な民事事件に該当し、かつ、訴訟の目的の価額が各 省・自治区・直轄市の前年度の就業者年間平均賃金の 30%以下である事件の審理は、一審終審制を実行 し、紛争手続の早期終了が図られている。

<sup>136</sup> 「民事訴訟法」157、158、160、162条

## 11.2.3 第二審の手続137

## (1) 上訴期間

第一審判決に不服のある当事者は、判決書送達の日から 15 日以内(当事者が中国国内に住所を有しない場合は 30 日以内<sup>138</sup>)に、一級上の人民法院に上訴を提起する権利を有する。

## (2) 上訴状の提出

上訴状は原審の人民法院を通じて提出し、かつ、相手方当事者又は代表者の人数に応じて副本を提出しなければならない。

(3) 第二審の人民法院が上訴事件を審理する場合には、基本的に第一審の普通手続を適用する。

## 11.3 中国では、外国判決はどのように執行されますか139。

### 11.3.1 外国判決・裁定の承認及び執行の請求

- (1) 当事者が直接に管轄権を有する中級人民法院に請求する。
- (2) 外国裁判所が当該国と中国とが締結し、若しくは参加している国際条約の規定により、又は互恵の原則に従って、人民法院の承認及び執行を請求する。

現在のところ、日本と中国の間では、裁判所の判決・裁定の相互承認執行に関する条約は締結していない。

## 11.3.2 人民法院の審査原則

人民法院は、承認及び執行を請求された外国判決・裁定について、中国が締結若しくは参加する国際条約により、又は互恵の原則に従って審査する。

#### 11.3.3 外国判決・裁定の承認及び執行の要件

- (1) 法的効力が生じていること。
- (2) 中国法の基本原則又は国家主権、安全、社会公共の利益に反していないこと。

139 「民事訴訟法」281、282 条

<sup>137 「</sup>民事訴訟法」164、166、174条

<sup>138 「</sup>民事訴訟法1269 条

## 11.4 中国の仲裁機関について教えて下さい。

中国には、主に次のような仲裁機関が存在する140。

- 各地方政府により設置される仲裁委員会
- 中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)
- · 中国海事仲裁委員会(CMAC)

## 11.5 外国の仲裁機関の仲裁判断は、中国ではどのように執行されますか。

外国の仲裁判断について中国の裁判所の承認及び執行が必要な場合には、当事者が直接に被執行者の住所地 又は財産所在地の中級人民法院に申立をし、人民法院は、中国が締結若しくは参加している国際条約(ニューヨーク 条約等)に基づき、又は互恵原則に従い処理する<sup>141</sup>。

## 11.6 中国の渉外仲裁における仲裁判断の不執行の事由を教えて下さい。

人民法院は、渉外仲裁の仲裁判断が下記の事由のいずれかに該当すると認定する場合、執行を行わない旨を裁定する<sup>142</sup>。

- (1) 当該判断の執行が社会公共の利益に反する 人民法院の認定だけで不執行となる
- (2) 当事者が契約に仲裁条項を定めておらず、又は事後に書面による仲裁合意に達していない
- (3) 判断された事項が仲裁合意の範囲に属さず、又は仲裁機関に仲裁権限がない
- (4) 被申立人が仲裁員の指定又は仲裁手続の進行の通知を受けておらず、又は被申立人の責めに帰すことのできない理由により意見を陳述することができなかった
- (5) 仲裁廷の構成又は仲裁の手続が仲裁規則に合致しない

被申立人が証拠を提出し、仲裁判断が上記事由のいずれかに該当することを証明し、かつ、人民法院の審査確認が必要となる。

## 11.7 中国における調停の概要を教えて下さい。

中国における調停は、その実施主体の性質により、主に下記の三つに分けられる。人民調停: 人民調停委員会を実施主体とする。

<sup>140 「</sup>仲裁法」10、66 条

<sup>141 「</sup>民事訴訟法 | 283 条

<sup>142 「</sup>民事訴訟法」274 条等

- (1) 行政調停: 行政機関又はその他の団体が実施主体
- (2) 司法調停:人民法院が実施主体

## (2013年1月1日現在)

なお、本法律ガイドは一般的なものであり、特定の事実に基づく法的意見や助言ではない点にご留意ください。